

## 平成28年第1回森町議会9月会議会議録（第1日目）

平成28年9月1日（木）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時21分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 森町職員の退職管理に関する条例制定について
- 8 議案第 3号 平成28年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 9 議案第 4号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 5号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 7号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 8号 平成28年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 14 報告第 1号 平成27年度森町財政健全化判断比率について
- 15 報告第 2号 平成27年度森町資金不足比率について
- 16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 17 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 18 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 19 認定第 1号 平成27年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成27年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 平成27年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 20 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 21 意見書案第2号 J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書
- 22 意見書案第3号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
- 23 意見書案第4号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書

2 4 意見書案第 5 号 自衛隊の南スーダンへの派遣の中止と撤退を求め、「駆けつけ警護」等の新たな任務を課することに反対する意見書

2 5 議員の派遣について

2 6 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

|    |     |        |     |     |        |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 議長 | 16番 | 野村洋君   | 副議長 | 1番  | 三浦浩三君  |
|    | 2番  | 菊地康博君  |     | 3番  | 加藤進君   |
|    | 4番  | 黒田勝幸君  |     | 5番  | 山田誠君   |
|    | 6番  | 檀上美緒子君 |     | 7番  | 河野文彦君  |
|    | 8番  | 佐々木修君  |     | 9番  | 小杉久美子君 |
|    | 10番 | 久保友子君  |     | 11番 | 木村俊広君  |
|    | 12番 | 西村豊君   |     | 13番 | 堀合哲哉君  |
|    | 14番 | 松田兼宗君  |     | 15番 | 宮本秀逸君  |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 町長                          | 梶谷恵造君   |
| 副町長                         | 片野滋君    |
| 会計管理者兼<br>出納室長<br>監査委員      | 佐々木陽市郎君 |
| 総務課長                        | 池田勝元君   |
| 選挙管理委員会<br>書記長兼監査<br>事務局書記長 | 木村浩二君   |
| 防災交通課長                      | 菊池一夫君   |
| 契約管理課長                      | 小田桐克幸君  |
| 企画振興課長                      | 小井田徹君   |
| 企画振興課参事<br>兼計画係長            | 長瀬賢一君   |
| 税務課長                        | 川村勝幸君   |
| 収納管理課長                      | 山田真人君   |
| 保健福祉課長                      | 池田仁志君   |
| 保健福祉課参事                     | 住吉英勝君   |
|                             | 千葉正一君   |

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 保健福祉課参事兼<br>保健センター長 | 金 丸 由 起 子 君 |
| 住民生活課長              | 金 田 宏 信 君   |
| 環境課長                | 山 本 憲 君     |
| 農林課長                | 宮 本 崎 涉 君   |
| 農業委員会事務局長           | 鈴 木 修 一 君   |
| 水産課長                | 黒 川 安 一 君   |
| 水産課参事               | 岩 瀬 英 一 君   |
| 商工労働観光課長            | 寺 澤 英 樹 君   |
| 商工労働観光課参事           | 横 山 崇 裕 君   |
| 建設課長                | 富 原 尚 史 君   |
| 砂原支所長               | 落 合 浩 昭 君   |
| 地域振興課長              | 角 野 雄 平 君   |
| 兼地域振興係長             | 伊 賀 野 美 子 君 |
| 兼町民・年金係長            | 伊 賀 野 美 子 君 |
| 保健対策課長              | 若 松 幸 弘 君   |
| 教 育 長               | 香 田 隆 君     |
| 学校教育課長              | 安 藤 仁 君     |
| 社会教育課長              | 安 藤 弘 光 君   |
| 兼公民館長               | 宮 崎 将 尊 君   |
| 図書館長                | 中 島 将 尊 君   |
| 生涯学習課長              | 澤 田 勝 則 君   |
| 生涯学習課参事             | 渡 邊 義 教 君   |
| 兼生涯学習係長             | 渡 邊 義 教 君   |
| 体育館長兼               | 金 丸 孝 也 君   |
| 青少年会館長              | 金 丸 義 樹 君   |
| 給食センター長             | 金 丸 義 樹 君   |
| さくらの園・園長            | 柏 瀨 茂 君     |
| 病院事務長               | 坂 田 明 仁 君   |
| 上下水道課長              | 石 島 明 則 君   |
| 上下水道課参事             | 小 松 裕 章 君   |
| 消 防 長               | 山 下 英 一 君   |
| 消 防 次 長             | 山 下 英 一 君   |
| 兼庶務課長               | 澁 谷 成 輝 君   |
| 消 防 署 長             | 東 谷 直 樹 君   |

○出席事務局職員

|       |           |
|-------|-----------|
| 事務局 長 | 藤 田 司 志 君 |
| 次 長   | 村 本 政 君   |
| 議 事 係 | 喜 田 和 子 君 |
| 庶 務 係 |           |

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成28年第1回森町議会9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、9月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席5番、山田誠君、議席6番、檀上美緒子君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日9月1日から9月15日までの15日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

今年は、早い時期から夏の猛暑が予測されておりましたが、7月末までは予想に反して肌寒い気候が続き、8月に入りましては連日のように30度前後の気温が続く猛暑となり、寒暖の激しさで体調を崩された方もおりました。これから気候の変化が激しい秋に向けて、町民の皆様方には体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

さて、北海道には珍しくたび重なる台風の連続上陸の後、台風10号は初めて太平洋側から岩手県に上陸し、東北地方を初め北海道の各地に大雨による河川の氾濫や土砂崩れ、強

風などによる傷跡を残しました。被害を受けました地域には心からのお見舞いを、また不運にも犠牲になられました方々には衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。さらに、避難を余儀なくされております多くの皆様方に早期の収束と復興を願うところであります。

巨大な勢力を保ちながら間近を通過した台風10号は、我が町の1次産業にも大きな爪跡を残していきました。被害状況は現在調査中ですが、特段基幹産業の一つであるホタテ養殖施設には大きな被害が発生したと速報を受けております。復旧に向けた支援協力はもちろんですが、北海道や国に対し緊急に要請行動をとる必要性が高いと考えております。噴火湾内の自治体、漁業関係者とも連携を図り活動する考えでおりますので、森町議会にも特段のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

さて、今年オリンピック開催の年でもありました。ブラジル、リオデジャネイロでの開催でしたが、日本選手の活躍はメダルラッシュにつながり、大きな感動を与えてくれた種目がたくさんありました。多くの選手がオリンピックに出てメダルをとることを子供のころからの夢や目標に競技を始め、努力を重ねてきたことをインタビューの中で答えておりました。今同じ夢や目標を持って練習をしている森町の子供たちにも大きな励みになったことと思います。改めて日本の選手や関係者の方々に敬意と感謝を申し上げるところです。

さて、町内におきましては、例年どおりに各催事が行われてきましたが、特に砂原稲荷神社が創建480年という節目の年を迎えたことから、蟹田の権四郎のゆえんにより外ヶ浜の森内町長と鈴木議長が例大祭に招待され、私も行動をとりにしたところです。翌日の7月18日には外ヶ浜町の港まつりが開催され、私と野村議長で訪問してまいりました。また、8月11日には外ヶ浜町のみんなや義経まつりと龍飛・義経マラソン2016に職員6人と一緒に参加し、スポーツを通じた交流に心地よい汗を流してきたところであります。また、恒例の静岡県森町との児童生徒による友好親善交流事業は、7月29日、グリーンピア大沼を会場にホストファミリーとともに歓迎夕食会が開催され、にぎやかな平成28年度の交流会に議長、教育長、さらに教育委員の皆さん方とともに参加したところです。友好町それぞれに交流が深まりますよう今後も機会を通じて積極的に取り組んでまいります。

さて、当町においても8月7日からの森稲荷神社例大祭は好天に恵まれ、夏のまつりinもりも盛大に行われたことは大変喜ばしいことです。また、お盆恒例のさわら恋来い夏まつりは、毎年帰省される方々が楽しみにしているイベントでもあり、中国など海外から研修に来られている方々の参加もあり、国際色豊かな内容になりました。これら祭りなどの成功は、ひとえに実行委員会や関係各位の綿密な準備と協力によるものと感謝を申し上げます。今月はさわらふるさとまつりも開催されますので、成功裏に終了することを願うところです。

さて、大切な議場をおかりいたしまして、発言の時間を少しいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。来月10月11日、森町長選挙が告示され、16日が投開票日の予定となっております。さきの議会でも申し上げましたが、改めまして私が出馬する意

向であることを表明させていただきます。最後になります、与えられた任期の今日までを総括させていただきます。安定した町政運営を維持するためには議員皆様のご理解が最も重要だと考えておりますので、今後とも町勢発展のため深いご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

1、役場庁舎内の総合窓口設置について、シャリテさわら地域密着型整備事業について、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

まず初めに、役場庁舎内の総合窓口設置についてを行います。

○4番（黒田勝幸君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、2問について一般質問をさせていただきます。

まず、役場庁舎内の総合窓口設置についてでございます。昨年3月議会において同僚議員から役場には町民はもとより町外からもお客様の来る場所なので、案内する受付をつくってほしいとの質問がありました。町長の答弁は、職員の対応の指導改善をもって十分とらえるので、設置しない考え方の答弁でした。

実は、今年の春に木古内町の方が自分の身分をあかし、御幸町大通りの商店を尋ねたところ対応した職員は、個人情報保護条例があるので、お知らせできないので、そこに公衆電話があるので、電話をかけて迎えに来てもらってはと言われたそうです。個人名を尋ねているのならともかく、商店の場所を尋ねているのに教えてもらえなかったそうです。森町役場はどうなっているのかとの苦情がありました。

実は、5月に議会が行政視察に九州の九重町と平戸市に行ってきました。両町ともに総合受付窓口があり、1日平均100人から150人の利用者があるとのことでした。また、先般私は上川管内の美瑛町役場を訪問いたしました。総合窓口があり、親切丁寧に対応してくださいました。森町役場は、本庁と新棟、2棟があり、わかりづらいので、専用窓口を開設し、利用者の利便性向上を図ってはいかがでしょうか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

ご質問中にありました他町から森町へお越しいただいたお客様からの職員対応に対するご不満の声につきましては、まずおわびしなければならないところでございます。さまざまな場面で職員の対応に対する苦情は時折耳にいたしますが、お話をいただいた際にはお客様と向き合い、問題解決に向けてしっかり取り組むよう指示をしております。窓口対応は、町職員の基本であり、最も大切な業務でありますので、能力、知識の向上に励み、これからも親切丁寧な対応を心がけるよう指導してまいりたいと考えております。

また、各種異動届け出種別ごとに関連のある部署、担当者が連携し、届け出などがスムーズに行えるよう取り組んでおりますが、議員ご指摘のとおり、不便でわかりづらいと思われるケースも存在するものと思われまます。今後におきましても各部署、担当職員の連携を密にし、町民の皆様が利用しやすい環境の向上に努め、必要性も含めて検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 町長、昨年の3月に町長が職員に対していろんな点で指導している、そういうことのないようにするということを言っているわけでしょう。それから、この春にそういう苦情があった。1年たっている。町長の言うとおりになっていないわけ。だから、質問している。今の話なら検討するということなのだけれども、いつまで検討するのかわからないけれども、まず1つの事例として、これも春先なのですけれども、やっぱり御幸町の商店の人がある課に問い合わせたそうです、お電話で。御幸町の何々商店ですけれども。そしたら、その対応した職員が御幸町ってどこにあるのですかと言ったそうです。もう考えられないようなことなのです。仮に対応した職員が森町出身でなくても、森町の職員になったのだから、まして役場は御幸町にあるわけでしょう。それをそういう対応だったということで、本当にあきれているわけ。考えられないでしょう。そういう考えられないことがある。だから、仮に総合窓口つくっても、別に新しい人を増やさないなんて言っているわけでないでしょう。森の庁舎は、出入り口にもよるけれども、例えば戸籍のところでも看板1枚上げればいいわけでしょう。その職員が対応すればいいことなのです。少し教えて知識を持ってやってくればそれでいい話なのに、そんなに検討することでもないのではないかなと思うのだ。先般函館の帰り七飯町も寄ってきました。それから、大野町にあります北斗市の分庁舎というのかな、あそこも寄ってきたけれども、あるのです、皆さん。やはり聞くと利用者もあるのです。だから、役場というのは、森町、町内の人だけ利用するわけでないでしょう。だから、そういうものを設置したらいかがですかと言っているのに、何もそんなに検討すること、何でそういうふうにこだわるのか。看板1枚上げて、そこにいる人が兼務してやればいいことでしょう。新しく職員を雇えというわけでないのに、何でそんなあれなのか。3月の答弁と同じようなことしゃべっているのか。3月もそういうようなことしゃべっているのです、町長。検討するだとか職員徹底するとしゃべっている。だけれども、なっていないでしょう。なっていないから質問し



ているのだ。

そして、この春に身分を明かしたという人、木古内町の議員さんだった。議員の名刺を出して尋ねているわけ。個人情報条例って、だからさっき聞いたように森町の個人情報条例というのは範囲というのはどうなのですかと聞いたのだ。商店までもそうなの。これなら町発展しないでしょう、そういうことしていたら。商店聞いているのに教えてもらえないのだったら。おかしくないかい。町長という立場だから何でもしゃべられないからあれなのだろうけれども、そうなの。もう一回聞きたい。個人情報条例ってどこまでなの、森町の。何でもだめなのだ、聞けば。それと、毎度検討しなければならぬと、大した問題ないと思うのだけれども、その辺の真意を聞きたいです。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

以前の答弁と変わらないということで、また細かな職員の対応のまずさ等についてもこれはまずおわびを申し上げなければならないと、そのように思っております。ただ、その上では4月に対して人事異動、また新規の職員などもおりますので、議員先ほどご提言のように町の形態ですとかさまざまな勉強をさせるようにはこれから取り組んでまいります。

またそれと、総合窓口に対しましていろいろな考え方があると思います。また、議員あちらこちら視察研修や赴く中では、観光地であったり、また立派な建物を有して、広くて非常に初めて行った方々にはわかりにくいと、そういった場面もあると思いますけれども、我が町の庁舎はごらんのように一回り回れば本部はぐるっと隅から隅まで見えるような状態です。そしてまた、入り口も種々3方向たくさんの方角にございます。そういったよりも遠くまで歩かせるよりは近くの窓口の方が即対応したほうが私は一番対応としては素早いのではないかなと、そういうふうに思っております。

それと、総合窓口として確かに現有の職員を1人張りつければいい、そういうふうなお考えもあると思いますけれども、私は全体的に職員不足の中で、現有職員が足りない中では総合窓口の職員を確保するよりも全体の職員の底上げを図りながら、各担当部署がさらに町民の方々に対するサービスを充実させていただけることがまず一番最高のことだと、そういうふうに思っております。

また、個人情報保護条例についてですけれども、町の保護条例と国が定めているものは全く同一でございます。そしてまた、各職員も個人情報保護条例についてはいろいろと勉強した中で対応しているところがございますので、細かな場面まで私は掌握はしてございませんけれども、きちんとした判断で最終的にお答えさせていただいていると、そういうふうに思っているのです。ですから、言えなかった中にはきちんとした理由があるのかなと、そういうふうに思います。ただ、親切という点で考えますと、もうちょっと親切にしてあげたほうがいいのではないかとこの議員のご提案ですけれども、その点についてはこれからは一応職員のほうには伝えていきたいと、そういうふうに思っております。

検討、検討ということで言葉を再度重複させて使わせていただいておりますけれども、

最後置かないということは私は考えてございません。森町も今後観光地として発展していく場合もございますし、まだまだ町外からのお客さん新幹線開通と同時に多くなってくると思います。そういった時点、必要な時点で改めて総合窓口は考えさせていただきたいなと思っておりますことを申し上げさせていただきます。ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 町長、今話聞いていると、少ない職員数の中でいろいろやりくりしながら役場の行政の仕事をしているのだよと。そういうこともありますので、そういうことも含めて今後も検討していくという答弁ですよね。町長は、職員がぎりぎりのところでやっていると。確かに合併以後年次的に減らしてきているのはそれは事実です。けれども、職員も減らしているか知らないけれども、人口も減っているわけでしょう。合併の10年間で3,000人減っている。だから、人も減らすの当たり前だと、町民から言わせたらそうなの。町長は少ない人員だと言っているけれども、町民の間で少ないなんて誰も思っていない。何であんなにごちゃごちゃいるのだと、そういう感覚しかないのです、町民から言わせると。それと、議会でもたびたび議員の間から質問出ているわけでしょう。今後の削減についてどうするのだとかいろいろ出ていますよね。それと、人員減らすためにコンパクトにしたほうがいいと。グループ制という方法もありますよとか、いろいろあるわけでしょう。そういう質問というの出ていましょう、議会でいつも。だから、少ない人数の中でいかに効率的な仕事をするかというのが理事者の考え方でしょう。だから、検討するということだからいいけれども、早目に検討して。そうでないと、時期見てまた同じことしゃべらなければならないから。そういうことだけ約束してください。もう一度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

職員については、いろいろと人によって多い、少ないという感じ方があろうかと思えますけれども、今国、道の仕事が町のほうに回ってきたりですとか、そういう権限の移譲ということでは仕事量が増えているということも議員のほうから町民の皆様方にお伝えいただきたいなど、そのように思っております。

そういった中で、最終的に総合窓口なのですけれども、どこかの時点で必要になる可能性は私は否定はいたしません。ただ、現状といたしまして、まず職員の資質を上げることが最優先です。私ども少ない、少ないとふだん言っていますけれども、実際に少ないです。いざやるといふときになると、当然そういった中ではそういう機構の統廃合なども考えていかなければならない課題の一つだと思っておりますけれども、町民に対する、もしくは電話に対する対応をきちんとすることは最優先課題だと思っておりますので、そういう課題をクリアしながら、本当に必要な場面になりましたら総合窓口は設置していきたいと、そういうふうにお答え申し上げますことをお答え申し上げます。再々質問のお答えにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 1、役場庁舎内の総合窓口設置についてを終わります。

次に、シャリテさわら地域密着型整備事業についてを行います。

○4番（黒田勝幸君） それでは、2問目です。シャリテさわら地域密着型整備事業についてでございます。

このたび議員協議会においてシャリテさわらから森町民に限定して入居できる地域密着型特別養護老人ホームを建設したいので、財政支援を要請されたと説明がありました。その後調べてみましたら、この事業については地域密着型サービスの適正な運営を確保するために原則として市町村ごとに地域密着型サービス運営委員会を設置し、事業者の指定を行うとなっております。また、事業者は、要介護者の日常生活圏内にサービス提供の拠点を置くなど、いろいろ制度上の決まりもあります。こういう決まり事がクリアされているのですか。シャリテさわらになった経緯等についてお伺いいたします。また、森町全体で地域密着型の枠は何床あるのでしょうか。お知らせください。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員からシャリテさわら地域密着型整備事業についてのご質問をいただきました。質問にお答えする前に、地域密着型サービスを含む介護保険サービスの事業所指定までの手順について少し説明させていただきます。

まず初めに、町では3年間の介護保険事業計画を策定するに当たり、介護保険サービスの新規参入や増床などによる変更について事前確認調査を行います。その調査結果をもとに町から委嘱された森町高齢者福祉総合計画策定委員会が町全体のサービス見込み量の調査、協議を行い、3年間の計画が策定されます。策定されました計画は、委嘱、諮問した町に答申され、答申された計画書は町から一般に公表される運びとなっております。また、公表された計画書によるサービス事業所が設置され、サービスを提供する際には森町地域密着型サービス運営委員会により人員配置基準や設備が介護保険法に基づく基準を満たしているかの確認が行われ、地域密着型サービス事業として指定することが適当かどうかを町へ答申いたします。なお、シャリテさわらでは、地域密着型介護老人福祉施設入所介護という新たなサービス形態となり、新規参入に当たります。

以上、説明を終わります。

さて、黒田議員の質問にお答えします。地域密着型サービスといたしましては、町内に通所型3カ所、宿泊型3カ所があり、現在運営されております。シャリテさわらの地域密着型施設整備事業につきましては、平成27年度から29年度までの第6期計画において待機者の解消などに向けた整備計画の申し出がありました。先ほど説明いたしました森町高齢者福祉総合計画策定委員会により協議された結果、現在の計画の中で進められ、施設が完成した際に今度は森町地域密着型サービス運営委員会の答申により、地域密着型サービス事業所として指定を受け、平成30年度より運営される予定となっております。

また、森町全体での地域密着型の枠につきましては、各市町村の実情により判断することとなりますので、制限はありませんが、他の介護サービスと同様に次期計画策定前の事

前確認調査時に届け出を行い、先ほど説明いたしました手順により協議され、サービスが提供されることとなります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 運営委員会はあるの。あるの。

これ森町の総合計画。これが第6期のやつ。27年から29年までの書いてあります。ここ見ていったら、62ページに地域密着型サービス利用状況の見込みとあるのです。そこのところずっと見ていったら、年度別にそういう人が希望があるかどうかということ書いてあるのだけれども、森町は32年度から29名ありますよと書いているのだ。それまでゼロになっているわけ。これ24年からずっと順次ゼロなの。32年度から29名と、こうなっている。だから、ないはずなのだ。だから、その辺どうなっているのかなと思って。この計画にない、32年度からでない。

それと、地域密着型の委員会があるということだから、それはそれでいいのだけれども、そこでどういう協議をされて、シャリテさわらさんが今回増設というか、新設するようになったのかなと思っているのです。これ見ると、委員会ではいろいろ決め事があるわけでしょう。皆さんに呼びかけて、希望をとって、その委員会の中で協議をして選定するとなっているのです。これは、従来の国の縦割りではなくて、地域密着型だから市町村長が権限を持ってやる制度でしょう。そうなのだ。だから、地域で運営委員会をつくって、そこで協議をして決めなさいとなっている。そして、決める場合はこの町の全体を見渡した中で、例えば中学校区とかいろいろそういうものを加味しながら決めなさいと。利便性のいいところにしなさいということだ、単に人口あるところということではないけれども。そういう決め事がある。だから、砂原のシャリテになった経緯というのは、今町長運営委員会あるとしゃべったのでしょうか。あるのでしょうか。どういう経緯でなったのか聞きたいので、現実に私の後に質問する方もさくらの園で質問者あるから余り触れたくないのだけれども、あそこでも100人からいつも待っているわけでしょう、待機。それで、議会でも少し増床したらいかがですかということを常に言われているわけ。民文の委員会でも言われているわけ、議会でももちろんだけれども。だから、そこにはないのに何で急にさわらの出てきたのかなと。ここに何ものっかっていない。希望が何も無いの。そういうことも踏まえて、新たに希望があったのでしょうかけれども、委員会の中でどういう経緯でさわらになったのですかと、その部分聞きたいのですけれども。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、先ほど運営委員会の設置について平成27年度からありますことを答弁漏れしておりました。おわび申し上げます。

さらにまた、ただいま再質問を受けました運営委員会の中で決まるということではないのです。私ですから先ほど一番最初に流れを説明いたしました。シャリテさわらに決めることは、高齢者福祉総合計画策定委員会で決めるのです。そちらのほうの流れの協議の内容について担当課のほうから説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 私のほうから計画書について内容をご説明いたします。

第6期の計画書につきましては、平成27年度から29年度の3年間の計画を策定しております。計画書にある32年度と37年度につきましては、こちらは推計値になります。32年度は、5年後の32年を見込んでいまして、37年度につきましては10年後の数値を見込んでおります。ですから、実際には30年度、ここにはない部分の次期、第7期からの計画になりますが、その部分で29名という地域密着型のサービスについては掲載される予定となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（住吉英勝君） 申しわけありませんでした。

第6期の計画で地域密着型の介護老人福祉施設のサービスを見込んでおりますが、第6期の計画が27年度から29年度までということになりますので、今回のシャリテさわらにつきましては29年度で竣工しまして、30年度4月1日開設される予定となっておりますので、計画書では次期7期の計画書に数字が上がってくることとなります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（黒田勝幸君） わかったような、わからないようなあれなのですけれども、まず策定委員会といったか、その中でやったということなのでしょう。まず、本来からいくと、運営委員会の流れからいくと、事例として載っかっているのですけれども、町長さっき言っていたけれども、森にもたくさん施設ありますよね。町営から社会福祉法人から民間からありますでしょう。いろいろあるわけだから、そして地域に根差した森町限定の人に入ってもらおうということなのだから、本来からいけば広く公募して事業者への説明会やって、ほかの事例見れば事業者への説明会やって、事業者からの指定の申込書を受けて、委員会の中で書類審査して、運営委員会でいろいろ議論をして最終的に一番納得できるような形の人を選ぶということになっているわけ、流れ的には。実際そうだよ。そのとおりでしょう。ただ、恐らくシャリテさわらさんが単独で1つの施設だけしかなかったから、そういうふうにしたということなのだろうけれども、広く皆さんにこういうことですよというを課長しゃべっているの、ほかの施設にも。しゃべっているの。だけれども、公募なかつ

たの。そうなの。森のさくらの園でいつもベッド数足りないと言っているのだけれども、なかったの。それもないの。そしたら、聞くけれども、なかった自体私不思議だと思っている。日ごろ議会で議論されているにもかかわらず、さくらの園のほうでも実質的にそういう申し込みなり、また町サイドのほうで担当課なり、理事者のほうでどうなのだという打診も何もなかったということなのか。

それと、さっき最初に町長に聞いたのだけれども、森町の枠って今正式には29床で、さわさんのほうの申し込み29床なのだけれども、枠というのはそれしかないのか、それともまだあるのか、お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどいろいろと公募としてきちんと受けていたのかという点につきましては、町内の企業、それから開設している方々の意見をきちんと聞きながら、要望を聞きながら進めてきたということを再度申し上げます。

それとまた、そちらについては後ほどのご質問もございまして、余り触れないようにいたしますが、最終的に地域密着型のその枠につきましては、要するに私の判断、町の判断によるということとございまして。幾らでも広げることにはできますけれども、ただし無駄に広げた場合には介護保険料ですとかいろんなところに影響が出てくる。そういうものを総合的に判断して、最終的に負担をなるべく抑えながら進めているというのが今の介護保険の現状だと思います。そういった点で、一番最初にご説明させていただきました高齢者福祉総合計画の策定委員会の皆さん方は、いろいろと皆さんの意見を聞きながら、そういった調整も含めて最終的な判断をしているということをお伝え申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） シャリテさわら地域密着型整備事業についての質問は終わりました。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、小中学校のトイレについてを行います。議席11番、木村俊広君の質問を行います。

○11番（木村俊広君） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

小中学校のトイレについてでございます。子供たちが学校のトイレを使用せずに各家庭に帰るまで我慢しているようだという父兄の話をたびたび耳にします。そのことが全ての

原因だとは言いませんが、子供たちの5人に1人が便秘をしているというふうに言われております。在学中の子供たちにとってトイレは鬼門であり、使用することにより臭い、汚いなどの冷やかしを受けたり、いじめなどに発展することもあるようです。このことを大きく受けとめ、大小兼用の完全個室化を進めているところもあるようですが、今後についての教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（香田 隆君） 木村議員のご質問にお答えをいたします。

現在森町の小中学校の男子トイレは、小便器と大便器のある個室に分かれており、大小兼用の個室化はしておりません。男子トイレの個室化の取り組み事例を見ますと、議員おっしゃるとおり、男子トイレの一部を個室化に進めている自治体もございますが、実際に個室化したが、もとに戻したという事例もございます。理由といたしましては、個室化しても長く入っているだけで大便だとわかり、結局使われなくなることや児童生徒が立ったまま使用するため床が汚れるという苦情が出たということもございます。ただし、大便を我慢し過ぎると単なる便秘以上の深刻な病状に進行する可能性もあり、排せつの重要性和学校で排便することは恥ずかしいことではないということを経験した児童生徒に指導していくことが大切であるというふう考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（木村俊広君） 完全個室化することが万能ではないと、そういう答弁だったと思います。このことについて私もそれで全てが解決できるのかどうなのかというのは、ちょっと疑問に思う部分もあるのですけれども、ただ5人に1人の子供たちが便秘をしているということで、この数字はどういった数字かといいますと、女性成人が便秘をしているという、そういう数字に匹敵するというので、子供たちがこういう状況で大人になったときには大変な問題に発展する可能性もあるということなので、憂慮しておかなければならない問題かなと私も捉えているところでございます。

また、いじめに発展していくという、そういう部分に関しましても、各学校で子供たちをいろいろソフト面で指導していくのですけれども、なかなか思うような成果が得られないという、そういう問題も現実的にあるかと思えます。そんな中で、ちょっとハード面で支援していくことで、そういった問題も多少なりとも緩和されるということがあるのであれば、これはやっぱり将来的には考えていかなければならないのではないかなと、そのように考えているところでございます。一般的には抜本的な解決にはならないという、そういう流れの考え方もあるのですけれども、その辺の考え方について教育長のいじめの部分に関してのもうちょっと踏み込んだ答弁をいただきたいなと思えます。

○教育長（香田 隆君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の問題が出まして、私も学校の実態がどうなのかなということで校長会のほうにも聞き取りをさせていただきました。その中では子供たちからそういうお話も具体的には出ていないし、保護者の方からも具体的には出ていないという状況でございましたけ

れども、今森町では子供たちに早寝早起き朝御飯ということで、子供たちの生活のリズムを何とか確立をして、そしてできれば朝にトイレも済ませて、1日しっかり活動できる、そんな子供たちの生活習慣を確立したいということで考えておりますので、できればそんな活動を通じて子供たちの生活リズム、排便も含めましてそんな生活習慣をぜひつくってあげればいいのかなど。それにはやっぱり学校と保護者がきちっと連携をした形で進めていくことが大切なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 小中学校のトイレについてを終わります。

以上で議席11番、木村俊広君の質問は終わりました。

次に、3、待機児童への対応について、議席9番、小杉久美子君の質問を行います。

○9番（小杉久美子君） 待機児童の対応についてをお尋ねいたします。

今年2月にブログに投稿された「保育園落ちた日本死ね」がネットを中心に話題となり、国会でも取り上げられるという騒動があり、保育園落ちたの私だというデモ活動にまで発展した報道がありました。これは、子供を持つ母親が仕事をしなければならない何らかの理由があつての切実な願いがこうした行動になったと思われれます。特に都市部に集中する社会問題として、対策や改善等の見直しが急がれているところです。

さて、先日働きたいのに保育園に入れてもらえないとの相談を受けました。聞いてみますと、どの保育園も希望のクラスは定員に達しているため入所できないとのことでした。

3点お尋ねいたします。

森町の保育所5カ所のうち、港町、鷲ノ木は来春閉所になることが決まりました。来年から町内3施設となるわけですが、定員数、特にゼロ歳、1歳児の定員はどのように変わっていくのか。

2点目、入所できなかった家庭に対する支援はあるのか。

3点目、待機児童をつくらないことが少子化対策や子育て支援に対する重要な部分だと思うが、町長の対応策についてお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員のご質問にお答えします。

森町では、今年度から支援策の一環として町独自の保育料の軽減を拡大し、保育所に2人以上入所している場合、その2人目以降の保育料を無料としました。この子育て支援策により、保育を必要とする子供たちをお預かりし、保護者の皆さんが安心して仕事に従事していただけるものと考えております。入所を希望される児童数の増加は、ある程度想定しておりましたが、想定以上に3歳未満児の入所希望者が多く、保育士の配置など受け入れ態勢に余裕がなくなっているような状況であります。これまで入所相談を受けた中では、お子さんの年齢条件が満たされていないためにお断りしたケースはありました。

さて、1点目の定員数ですが、施設全体の定員の認可定員と子ども・子育て支援法の施行による利用定員の2通りの考え方があります。ゼロ歳児、1歳児を保育する場合、児童福祉施設最低基準により乳児室、またはほふく室、医務室、調理室及びトイレを設けるこ



とになっており、調理室にはミルクや離乳食を提供する設備も設置しなければなりません。そのため森町では保育現場において検討した結果、給食で対応できる年齢を1歳10カ月と判断して受け入れを行ってきております。

来春以降の体制につきましては、年齢区分がある利用定員は港町保育所、鷲ノ木保育所ともに3歳未満児5人、3歳以上児25人ですので、2カ所で合計60人の利用定員を残った3カ所の保育所で入所希望児童数に応じて振り分けることとなります。

2点目の支援につきましては、対象児童の把握やどのような支援があるのか調査検討してまいります。

3点目の対応策であります。私もこの4年間町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいり、特に子育て支援策は最重要施策と位置づけ、お子さんが誕生してから義務教育を終了するまでの家庭に対してさまざまな支援を行い、まちづくりを進めてまいりました。今また待機児童というよりは、ゼロ歳児保育に向けた新たな課題ができました。そのためには保育士の確保など問題もたくさんありますが、できる部分からスピード感を持って対応してまいります。また、私の構想の中にあります保育所の再編整備においては、これらの問題を全てクリアできるよう十分に検討を重ね、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（小杉久美子君） 答弁ありがとうございます。

子育て支援として保育料の軽減、今年から2番目の子が無料となることを実施しておりますけれども、保育園に入れた方はいいのです。当然支援も受けられますし、そういう優遇、待遇されるわけですが、入れない子供たち、2点目の入所できなかった家庭に対する支援はどうあるべきかということ、町長ただいまこれからどういうことができるのか検討されるとおっしゃいましたけれども、そういう部分についての改善等早く進めていただければと思います。

それと、子育て支援、3カ所で60名を振り分けるということがありますけれども、例えば今現在問い合わせをして入所できない子供たちが最優先的に入所できるようになるのかどうなのか、その点まず1点聞きたいと思います。

それとまた、港町、鷲ノ木に通っていたお子さん方、これから別な場所の保育所に行くわけですが、その通所する場合についても親の送り迎え、町としてはスクールバス、幼稚園バスというか、そういうものは利用しないで親の送迎となるのか、その辺ももう一度確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、先ほどの2点目の答えのさらに追加なのですが、これについては対象児童の把握、先ほど申し上げましたまず1歳10カ月未満児の場合には、総合的な今後の幼児の保育計画の中でクリアしなければならないことをクリアできないとこれは入所対象には

なっていない、今現状はそういう状況でございます。ただし、その中でも何がしか支援ができるものか、どういう形態のお子さんなのか、要するに離乳食ですとかそういうものから離れて、普通の給食で対応できればこれは保育できる対象と今現状なっただけです、60名の定員の中に入るものであればそれは入所できるというふうに考えてございます。

また、それ以上に希望者が多くてなかなか入れないという場合のことも想定されますので、保育士の募集を今現在かけているところです。もともと募集はかけておりますけれども、さらに広げた形で募集をしていって、何とか保育士を確保できればさらに定員を増やすことも可能でございますので、こういった取り組みはしていきたいと、そういうふうに思っております。

そしてまた、最後の今まで港町、鷲ノ木に通われていた方、さらに遠くに行かれる場合のそういう交通の送迎に関してですけれども、これに関しましては送迎のバスを出すということは町全体の幼児に対することを考えなければならないので、非常に難しいことなのかなと、そのように思っております。町では、それよりもきちんとした保育サービスを行うことに心がけさせていただきまして、何とか送迎に関しては保護者の理解を得ながら送り届けていただければなと、そのように願っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（小杉久美子君） 保育士を今募集をしているということで、今までも途中入所されて、枠があれば入所可能な子に対して補助職員もつけての保育をしていると思うのですが、枠があれば入所可能な子に対して補助職員もつけての保育をしていると思うのですが、例えば補助をつけても枠内であればこれからは入所は可能ということ、そのところ1点確認して終わりたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 補助をつけて入所できるようであれば、それは大丈夫でございますので、ぜひよこしていただければなと思います。

また、もう一つ補足なのですが、新たに保育所に入所された方で、どうしても非常に手のかかるそういうお子さんが見受けられるのも事実でございます。そういった面ととにかく保育士が足りない、今現状そういうところで、全国的にこれは足りないのかなと。恐らくとり合いになっていく可能性もあるのですけれども、何とか町で努力しながら保育士の確保を進めて、待機児童をゼロにするように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 待機児童への対応についてを終わります。

以上で議席9番、小杉久美子君の質問は終わりました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、4、資源ごみ色別袋の使用について、さくらの園の増床について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、資源ごみ色別袋の使用についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、最初1問目、資源ごみの色別袋の使用についてお願いいたします。

森町では、現在資源ごみとして6色の袋で分別して収集しています。資源を有効に活用することは当然であり、その点から分別収集は今後とも町民の理解のもとしっかりと推進していくべきと考えています。その上で、できるだけ町民の負担や手間をかけずに収集することはできないでしょうか。燃やせるごみと燃やせないごみは有料化されていますので、指定されたごみ袋を購入して、それに入れて出すのはやむを得ないとは思いますが、資源ごみは一応無料扱いになっています。しかし、現実には指定されているごみ袋を購入しなければなりません。有料化されているごみ袋に比べて4割程度の価格ではありますが、資源になるものを入れる袋とはいえ、あえて購入してごみを増やしているとも言えます。

札幌では、資源ごみについては透明か半透明で中が見える袋であればよしとしています。透明か半透明の袋でよしとすれば、わざわざ袋を購入せずに使い回しができますし、袋を購入するとしても今の半額で済みます。今現在行っているように分別収集の曜日が決められ、中が見える状況であれば、出す側にとっても収集する側にとっても資源ごとの色別の指定袋でなくても問題はないと思います。町民の負担が軽くなり、多少ではありますが、指定袋のごみの分が少なくなります。資源ごみを指定袋から透明か半透明の袋に変えてはいかかかと思えます。町長の所見をお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

森町では、現在11種類の分別でごみを収集しております。そのうち可燃ごみ、不燃ごみ、可燃粗大及び不燃粗大ごみにつきましては、有料化を行っております。資源ごみにつきましては7種類で、指定袋をしているものは議員のご質問にありますように6種類です。札幌市を例にいたしますと、瓶、缶、ペットボトルを1つの袋で混合回収しておりますが、処理施設の設備も1つのラインで数種類のごみを分別できる工程になっており、相当数の人員により処理しております。森町では、それぞれのごみを処理する独立した処理ライン

として整備されておりますので、数種類のごみが混合した場合リサイクルプラザの設備も人員も対応できないのが現状です。

さて、有料指定ごみ袋の販売価格ですが、45リットル入りで1枚110円になっておりますが、資源ごみ指定袋は10枚入りで210円となっており、1枚当たり21円で、有料指定袋に比べて2割弱の価格となっております。一方、市販品の透明袋などにつきましては、同じく10枚入りで税込みおおよそ140円から213円の価格帯となっており、指定ごみ袋と価格差はさほどないものと考えております。指定ごみ袋につきましては、破けにくいように厚さ及び強度についても指定しております。透明、半透明な袋の市販品の中には薄くて強度が弱く、破けやすいものもあり、収集時や処理作業時にごみが散乱するおそれがあり、作業に支障を来すことが危惧されます。また、透明、半透明の袋にした場合、他市町からのごみの持ち込みやレジ袋での排出が増え、通りすがりにごみステーションに置いていかれるなど分別の精度が悪化する可能性が考えられます。ごみステーションの維持管理は町内会で行っており、今まで以上にご迷惑をかけることが予想される場所です。さらに、収集時に1つのステーションから複数種類のごみを収集する曜日もあり、同じ透明袋ではごみの種類の判別に時間を要したり、ルール違反の判断基準が曖昧になり、今までの収集体制を根本的に変更する必要性も考えられます。

以上のようなことから、町民の皆さんには負担をおかけしておりますが、より資源を有効活用するため処理費用の負担を安価に抑え、分別収集を推進してまいりたいと考えておりますので、今後も指定袋の収集にご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○6番（檀上美緒子君） 私が言っているのは、今の分別の方法の分け方をもっと大幅というか、先ほど札幌の例で缶と瓶が一緒というお話があったのですが、そういうようなことではなくて、今の分別の仕方、それは踏襲して構わないだろうと思っています。もっと言えばもう少し分別されてもいいのかなという思いもあるのですが、それはおいておいて、今現在分別収集している分け方は踏襲しつつ、ただ言っていることは中身が見えるという、しかも同じ収集日でというお話もあったのですが、中が見えるし、そして重さも全然違うわけですが、状況によっては。ペットボトルと紙だとかというふうな形で外から見てもわかるし、重さの部分でいっても収集するほうも出すほうも間違えるということは、今の状況の中では指定されている曜日さえきちんと町民が守って、分別を透明、または半透明の袋でやれば全く問題はないのではないかなと。間違える可能性は皆無に、今以上に膨らむということはないだろうと。もちろん今の段階でもかなりルール違反のシールを張られているごみステーションの中に残っているごみ袋もありますから、今の段階でもこれから出す側にとってもいろいろ改善しなければならない部分というのはあると思いますし、町民へのそういうアピールということは非常に重要性を持っていると思います。

ただ、強度の問題についてはそうかなというのは思ったのですが、価格にかかわって私

もちょっと調べたのですけれども、資源ごみの袋と半透明、または透明の袋の価格が大して変わらないというお話だったのですが、私が実際に店頭で調べた部分でいくと半額程度の価格で購入できるというふうに算定したのです。ポリなのですが、100枚入りで1,080円というふうな価格設定になっていたものですから、そういうようなことからいけば1枚当たり10円ということで、今の現在の資源のごみ袋の購入であれば1枚当たり20円ということですので、半額になるのではないかなというふうにして思っています。札幌、それこそ本当に大都市で人口も多い中でできていることですので、森ぐらいの規模であれば、その分扱っている方々の人数が少ないということでの大変さはあるのかもわかりませんが、可能ではないかなというふうにして考えていますので、ぜひそのあたりについてご検討を願えればと思っているのですが、再度答弁よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

檀上議員いろいろと町民の負担をなるべく減らしたいというお考えから今回のご質問をいただいているというふうに私認識してございます。究極のお答えとすれば、ごみを出さないことが一番のこういうことが必要のなくなることなのですから、これに携わりながら生計を立てている方々もたくさんおいでですし、今現在の状況を考えますとまずは透明な袋にした場合のいろんな危惧、今までどおりではないそういう可能性が多いということとは非常に私ども心配しております。

そして、金額でいいますと私ども100枚入りでまず比較させていただきましたので、確かに100枚とか200枚とか入ると割安になっていくのですけれども、果たして強度がどうなのかと。その辺は一番収集される側からすれば大事なことです。町内全域にわたって収集体制を組んでおりますので、1分1秒本当に大事にスピーディーに仕事をしなければ町内全域がまたごみで汚れるということにもなりかねません。

また、今現在も町内会の皆さん方苦労されているのは、町内会は一生懸命きれいに使っているのです。それ以外の方々がぼっとその辺に通りがかりにごみを置いていくと。これを出さないように、出せないようにするためにはごみステーションのきちんとした管理、もしくは色のついたごみ袋以外は置きにくいような、一方ではそれを捨てさせないようにするための方策でもあるというふうにご理解いただければなど、そのように思っております。そういった点で、ごみを減量する、そして町をきれいにするという点でごみステーションの譲与という事業も私になってから今取り組みをさせていただいて、町内会はさらにごみが散らからないようにということで取り組んでいただいておりますので、どうかご理解をいただければなどと思いますことを申し上げさせていただきます。答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） 先日リサイクルセンターに行ってお話を伺ってきたのですけれども、そのときには私は毎回広報にこういう出し方困りますというのがいっぱい出されて

いるものですから、そして先ほど言いましたようにごみステーションにルール違反のシールも張られていることも結構目にするものから、余りよくないのかなという思いを持っていたのですが、リサイクルセンターのほうでお話伺いますと、森の分別して出していただけのごみのあれについてはかなりきれいにさせていただいているということで、他町村に比べると森のそういう資源ごみの部分については優秀なほうだというお話があったのです。それで、私はなおさら自信をつけたのですが、そういうことであればそれこそ色別でなくても町民の皆さんの分別にかかわっての対応というのは、十分可能だろうというふうにして思ったところなのです。

また、先ほども言いましたけれども、大都市の札幌でできることが森町の中でできないということはないだろうと。もっと森の場合のほうができるのではないかと、その可能性のほうが大きいのではないかということを考えているものですから、早急にということとはなかなか難しい部分もあるのかと思うのですが、更新しますよね。袋それぞれ作成されている部分について新たに購入しなければならないというか、そういう時期もあるかとは思いますが、そういうときに資源ごみを切りかえるというような選択をぜひ検討してみることとして考えてほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

札幌と森町を比較されているようですけれども、札幌は札幌の方針をもとにして今の体制、それから分別の方法を考えられていると思います。森町は、森町リサイクルプラザを中心とした分別収集の方法を考えておるわけで、議員も研修されて、ご理解いただきましたように非常にきれいな状態、それから町の中もどんどんきれいにしていくということに取り組ませていただいているという状況でございます。ということで、もしその方式を変えたとすればリサイクルプラザの中身からして全て更新していかなければならない、そういったものもあるのですが、そして袋の色を変えるだけでとりあえずはいいのではないかと、ということなのですが、袋の色を変えることについても今現在メーカーさんがずっと今まで長く続けられて、流通過程にも全て同じ色のものがスタート時点から既に並んでございますので、これを変更するということは非常に困難なことだと、そのように考えてございます。ですから、なるべく今の状態を、価格を安くするというのはいろんな原料の変動によってひょっとしたら下がる可能性もありますし、また枚数によって価格が下がるかどうかということは今後担当課のほうに調査させますけれども、今のところ10枚セットですよ。それが例えば50枚入りだとか100枚入りの場合をつくれるかどうか、そういうほうの検

討をさせていただきたいと思いを申し上げますことを申し上げさせていただいて、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 資源ごみ色別袋の使用についての質問は終わりました。

次に、さくらの園の増床についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） 2つ目よろしくお願いたします。さくらの園の増床について。

平成27年度から来年、平成29年度までの第6期介護保険事業計画に基づき、シャリテさわらの増床が計画されています。特別養護老人ホームのシャリテさわらでもさくらの園でも、今現在100名を超える入所希望の待機者がおられると聞いています。ですから、今回のシャリテさわらの増床計画は遅きに失する感がありますが、心待ちしている待機者が多くおられることと思います。

さくらの園においても同様のことが言えます。町の財政状況やさくらの園の老朽化に伴う修理、補修等を考慮しつつ、平成30年度からの第7期介護保険事業計画立案に当たって、さくらの園の増床計画を立てる必要があると思います。近年家族介護にかかわる不幸な事件や事故が報じられていることや安倍総理の一億総活躍社会や介護離職ゼロといった発言もあることから、国に対する介護保険制度のあり方に対する要請を積極的にしつつ、町としてのさくらの園の増床について町長の所見を聞かせていただきたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

特別養護老人ホームにつきましては、広域型として町内に2カ所の施設があり、要介護度3以上の町民で待機されている方が実人数で134名おります。待機者の方々におかれましては、複数の施設に申し込みをされている方、病院に入院されている方、他の施設を利用されている方、ご自宅で家族の介護により生活されている方など、それぞれの事情により入所の申し込みをされており、緊急性が高い方もおりますが、早急な入所を必要としない方などさまざまな事情の方が待たれており、解決策が必要であると認識をしております。

さて、議員ご提言のさくらの園の増床計画についてですが、シャリテさわらによる地域密着型介護老人福祉施設の整備により、待機者の状況が大きく変化することが予測されます。また、さくらの園の増床により介護保険料の負担が増えることも一方では考えられますので、シャリテさわらの施設竣工、運営後の待機者の状況など検証を行い、財源なども含め総合的に検討された上での判断によるものと考えております。

また、介護保険制度のあり方に対する国への要請につきましては、町村会などを通じて連携も図りながら、機会を捉えて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 今お話がありましたように、シャリテの部分でかなり改善はされると私も期待しているところです。ただ、先ほどの黒田議員の質問にもありましたけれ

ども、シャリテの部分の待機者も森町のさくらの園に対する待機者もどちらもほぼ100名を超える待機者がいるということですよ。ですから、複数の部分という希望も含めてあるということだったのですけれども、去年民生文教でさくらの園の視察させていただいたのですけれども、自宅の待機者が去年の段階で20名いらっしゃるということで、今さまざまな待機の仕方の状況はあったのですが、自宅待機が20名いらっしゃるという、そういう状況の中でやはりさくらの園自体の増床も考えていく必要があるだろうと思うのです。

また、この6期の福祉総合計画の今後の介護を必要とするような見込みというところを見ても、全体の人口は減るのですが、お年寄りも含めて総人口も減る予想を立てて、見込みを立てていますが、要介護認定の数の部分を見ると横ばい、または若干の微増も見られるということが見込みとして述べられているところなのです。とすればなおのこと増床計画というのは、さくらの園においても必要性はあるのではないかなというふうにして思っています。

この6期の計画の部分で先ほど黒田議員も指摘されていましたが、私は第7期からの不足でシャリテの部分の29とのかつたのかなというご説明も聞きながら理解をしていたのですが、第9期の部分にかかわる37年度の部分にかかわっても全く数は変わっていないのです。ということは、シャリテの増床以降ほかの施設も含めて増床の考えがないというふうな、第6期を立てたときなのですが、そういう判定なのだろうなという理解をしたのです。それで、来年あたりから第7期の計画を本格的に検討されるのだろうと思うのですが、その時点でさくらの園についての増床というのをぜひ検討課題として上げるという意向はないのかどうか、そのあたりについてぜひお聞かせ願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

介護施設の策定や運営に関しては、非常に町内全体のバランスをとりながら進めていかなければならないというのは檀上議員もご理解のことだと、そのように思っております。そういう中で申し上げますと、先ほど同僚議員のご質問にもお答えさせていただきました。平成30年度からシャリテさわらが地域密着型のベッド数を29床増やしてサービスを開始すると。その上で、ひょっとしたら議員おっしゃるようにならぬと地元の待機者が増えていく可能性も含んでおりますけれども、その流れをきちんとつかんだ上でこういった計画を策定していかないと、いざつくれた、そしたら地元の方々にはみんな例えばシャリテの増床した部分、もしくはほかの施設で間に合って、地域密着型として整備した場合にそこに誰も来なかった。そしたら、全く無駄な施設の整備になってしまうわけです。しかも、それが介護保険料にはね返り、さらに町民の生活に対して圧迫をかけていくということは、これは絶対避けなければならないことだと、そういうふうにして思っております。確かに自宅で介護されたり、介護に対しては非常に大変な思いをされている方がたくさんおって、早目の対策というのは必要だと私も考えてございますけれども、まずは今期シャリテさわらの施設整備が完了した時点で、その待機者の町内の町民の方々の動向をきちんと把握したそういった中で次の段階に進むべきだと、そういうふうに私考えてございます。どうか



ご理解いただいて、またもっといい方法、もしくはさらに改善できる方法をみんなで努力して協力して模索していきたいと、そういうふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げながら答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） ということは、第7期での検討はないということなのかどうかということを確認したいのですが、この資料の見方で、先ほど同僚議員からいろいろ教えてもらいながらあれだったのですが、私自身の理解の部分でいくと、結局第7期でシャリテが開設するためには今の第6期中で計画をのせて、そして30年から地域密着型の施設として開業するというので、第6期の計画の中で盛られたというふうな説明で理解していたのです。だから、第7期から29名のシャリテの増床が可能になるということであれば、第7期中でさくらの園を計画にのせなければ第8期のスタートである33年ですか、平成33年度からのさくらの園の増床も考えられないということで、どんどん、どんどんおくれしていくことになるわけです。ですから、そういうことからして、先ほども言いましたように要介護の見込みが減少ではなくて横ばい、または若干の微増という見込みを立てている以上は、増床を第7期の時点で立てるとというのが本来ではないかなと思うのですが、もう一度第7期にかかわっての計画の中で、特にさくらの園が町営ですから町からこれを手挙げなければならぬわけですね。今の姿勢であればのりそうにないなという感じを受けたものですから、そのあたり再度第7期でのせる、要請する気持ちがあるのかなのか、そのあたりははっきりご答弁ください。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

議員ご心配されているように、8期で施設を開設するためには7期中にこれを計画にのせなければならないというのはそのとおりでございますので、先ほども申し上げましたけれども、まずはシャリテが開設する。そのした時点でのその後の変化というものをきちんと捉えなければならないと、そういうふうに思います。計画そのものは、今シャリテが開設する前からやるかどうかというものを判断するのは少し早いかなと私思っております。また、心配されるように高齢者どんどんこれから10年間にわたって増えてまいりますのは事実ですけれども、まず介護保険料とのバランス、それから例えばさくらの園を改善するというふうにした場合の費用をどういうふうに確保するか、いろんな総合的な判断が必要になってくるというふうに考えてございますので、7期目はまずはシャリテさわらの開設したその後の検証、これをきちんと掌握する。それから、策定するかどうかについては7期中にも判断できるのかな、その後の判断によるものかなと、そういうふうに思っております。きちんとした期間を明示できないのは議員に対しては申しわけない気持ちもございましてけれども、負担を強いられる方々のことも我々は考えていかなければならないので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） さくらの園の増床についてを終わります。

以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5、森町鳥獣被害対策実施隊について、議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森町鳥獣被害対策実施隊についてでございます。森町は、肥沃な大地と豊かな森林に恵まれ、農業、林業が地域経済を支えておりますが、近年野生動物による被害が増大傾向にあります。収穫前の田畑の作物が食害に遭ったり、数十年かけて育成された樹木の樹皮を剥がされたりと深刻な状況にあります。以前は鹿の被害は道東方面が大きかったようですが、近年では森町でも発生しており、通行車両や鉄道列車との接触事故も発生しております。また、深刻な人的被害をもたらす可能性の高いヒグマの目撃情報も多く寄せられており、野生動物への対策が重要であります。森町では、鳥獣被害対策実施隊を編成し、各種対応を講じているところではありますが、その被害数は増加傾向にあるのが実情であり、より効果的な対策が必要であると言えます。

統計資料などを確認しますと、狩猟者の減少、高齢化が深刻であり、狩猟者自体が絶滅危惧種であるといったような報道がされるような状況であります。有害鳥獣として駆除される個体数は増加しているとのデータもあります。これは、高齢化しているにもかかわらず、狩猟者が奮闘している結果であります。被害数が減少しないのは生息数をはるかに上回っているからであります。梶谷町長の町政執行方針においても有害鳥獣による被害に危惧されて、関係機関との連携を密にし、被害防止に取り組んでいくとの記載がありますが、狩猟者の減少、高齢化が加速する中でより一層の取り組みが必要であり、高度な狩猟技術を次世代に継承していくには早急な対策をとらなければならないと思いますので、質問させていただきます。

まず、近年行われた施策による狩猟技術継承の成果をお聞かせください。

次に、行政として専門部署、担当者を設置して、狩猟技術の継承を行っていくという考えはあるのかお聞かせください。

また、先日函館市の市街地、函工グラウンドで捕獲になったようですが、鹿の捕獲劇がありました。森町において市街地に鹿や熊が突然あらわれた際の対応は万全であるかをお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の質問にお答えします。

1点目ですが、森町鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣である

ヒグマ、エゾシカ、キタキツネの捕獲と農業被害防止のための電気柵の設置、農地、山林地等の巡回を主な業務としております。狩猟技術の継承につきましては、特に熊捕獲技術を実に継承していくことが重要となっており、例年春熊駆除をヒグマ対策技術者育成のための捕獲として3月から4月までの四、五日間、40歳代から70歳代の鳥獣捕獲員が出動し、技術継承を行っております。

2点目ですが、鳥獣被害対策のみの業務量で独立した部署を設置するには至らないことから、現行どおり林務係で対応していくことといたします。また、担当者の配置についても専門部署と同様の考えで、林務係の担当職員により対応していく考えであります。猟銃所持許可を受けている者を専門職として配置することにつきましては、昨年の3月会議においても同僚議員のご質問にお答えいたしましたが、従事者の募集は身分保障なども考えていかなければならないことから、慎重に対応する必要があるという考えに現在も変わりはありません。今後も森町鳥獣対策協議会や猟友会と連携しながら、狩猟技術の継承に取り組んでまいりたいと思っております。

3点目ですが、過去当町においても市街地の住宅に挟まった鹿を職員が捕獲したことがあります。通常市街地で鹿を捕獲することは非常に困難であり、山まで追い払う対応をとることが最善であると考えております。また、熊が突然市街地に出没した場合は、防災行政無線などを活用して即座に住民周知を行うとともに、森警察署など関係機関への要請を初め捕獲員や職員も速やかに出動し、町民に危害が及ばぬよう対応する所存であります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○7番（河野文彦君） まず、狩猟技術の継承、①番の部分で、40代から年いった方は80代近くまでも活躍してくれているのかなと思っております。自治体もそうだと思います。

それで、若い方が狩猟界に入っていないというのがまず第一の原因かと思っております。ほかの自治体の取り組みをいろいろ見させていただきますと、狩猟者に新たに登録する方に狩猟をやっているという経費の部分、ソフトの部分での助成もあり、またその狩猟に係る道具の購入という部分に関しても助成を行ったりという取り組みが各町で行われているようでございます。森町においても新たに有害鳥獣駆除隊として活躍したいという方で希望の方がいれば、町としても助成をしていく考えはないのかということもまず1点再質問させていただきます。

また、2番目の行政としての担当の設置、私はこの狩猟技術というのはテキストやマニュアルを見て2日、3日でやれる、1年ぐらい先輩にくっついて歩いて覚えられるという簡単なものではないと思っております。この地域で有害駆除、熊の対策等をしてくれる方というのは、この山で育ち、この山をよく知っている方が一番効率的な対策をとっていただけるのかなと思っております。先ほど町長の答弁の中に、役場として独立して設置するほどの仕事量ではないというご答弁がありました。逆に担当者を設置するとしてもこれのみに従事させるのではなくて、ほかの業務も従事しながら、狩猟技術という部分の継承という担当者がいても

いいと思うのです、これだけをやらせるのではなくてほかの業務と兼業で。その方を10年も20年もそこにいろというのではなくて、職員入れかわりももちろんあるでしょうから、3年なり、5年なりラップするような形で技術を継承させていくと。そういう取り組みをしていかないと、この技術というのは本当になくなってしまうのかなという思います。そこで、2点目の再質問として、仕事量がそれほどないと言いますけれども、ほかの業務と兼業させてでもこういう技術継承の窓口を設置していく考えはないのかというところをまず2点目。

そして、実際を見ますと、地域の実情をよく知って、有事の際にいち早く駆けつけてくれるのは、やっぱり地域をよく知っている人間であるべきだと思います。例えば森の市街地で熊が突然出た。森にもうハンターはいない。ですから、七飯に来てくれ、八雲に来てくれという実態が実際に今後あり得るのかなと。狩猟者の高齢化が著しい現状を見ますと、やはり専門部署は必要で、技術伝承していききたいなというふうに思うところです。そして、何より有害駆除というのは公共性の高い業務であると思います。現状を見ますと、農業者の方々が農作物を守るためにみずから行っていることにプラス有害駆除もやってくれよというようなのが実態で、ここは頼り過ぎているのかなというふうに感じるところもあります。これ以上負担かけるわけにはいかないと考えたとき、そういったボランティアでやってくれている方に頼るといふ発想はそろそろ転換していかないと、担い手の確保はできていかないのかなという思いがあります。

それで、先ほど3番目の先日の函館市の市街地の捕獲劇というものが報道にも出ていましたけれども、森町においても実際学校のグラウンドに鹿が出没して走り回って、体育の授業が中止になったりですとか、あと町のホームページにも先日アップされましたけれども、本当に人間が暮らしている近い地域で熊があらわれたという情報がたくさん寄せられていると思います。そこで、鹿は追い払えばいなくなってしまうかもしれないですけども、熊に至っては人を襲って深刻な被害というものも考えられますので、今の防災無線で知らせるのももちろん大事です。消防を初め警察機関に働きかけをしていくのももちろん大切ですが、今の有害鳥獣対策実施隊としてもっとより迅速にできる体制づくりというものを考えているのかというところの3点を再質問したいと思います。よろしく願います。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の再質問にお答えいたします。

なかなか猟友会若い方が簡単には増えない、そういう現況も今後の心配事の中にはあるのですが、最近若い漁業者ですとか職員の中でも猟銃の資格を取った人間がこの中に加盟されて、幾らかは平均年齢も下がりながら、今後の狩猟技術のそういった継承を図るという考えでは河野議員のご心配等本当に私も危惧しているところでございます。まず、そういう中で1点目の猟友会に入られる方等のそういった支援策、これは今後やっぱり私たち必要になってくるだろうと。当然銃を保管するにしてもいろんな費用がかかってくるというのは私も聞いております。そのものを道具を買うためにということではなかなか難

しいのかなと思うのですけれども、一体その中でどういう支援ができるものか、助成ができるものかというのは検討してみたいなと、そういうふうに思っております。

また、2点目の技術の継承に対して専門職のお話になりますが、例えば兼業をしている中で緊急的に狩猟が必要な場合に、持ち場を離れてそちらの仕事につくという、そういうお考えかと思うのですけれども、確かにそういう資格を持った方で確保されればできるのかもしれませんが、町役場としてはどうしてもある程度たったときに人事異動が考えられます。その方をたとえ兼務とはいえ基本的にそういう鳥獣に対する対策を主として備えつけた場合には、本当に専門職としてしか扱えないというふうに私ども考えます。そしてまた、うまくそういう方々が数名いればローテーションの中で取り組んでいけるわけですが、今現状の猟友会、鳥獣被害対策実施隊についてもメンバーを確保するには大変な状況でございますので、役場の専門職として、もしくは兼務してもその部署に置くというのはちょっと私どもでは取り組めないのかなと、そういうふうに思っております。ただし、林務係としてこのヒグマ、鳥獣に対する対策に対しては、いろんな点でその役場の中でも技術の継承が必要になってまいりますので、継承をさせていく人間を教育しながら育成していきたいと、そういうふうにございます。そういう中で、将来的に鳥獣被害対策実施隊の本当の主力になる人間も出てくるのかなというふうに期待しているところでございます。

また、最後の市街地に鳥獣が出た場合の対策等についてですけれども、道南はどうしても日本海側と太平洋側の敷地の面積が狭いですから、例えば個体数が一体どのぐらいいるのかというまず調査が私は必要だと思っております。その調査の上で、ここ数年春熊の駆除というのが滞っているところもありますけれども、その上で対策が必要であって、出てきたから対応するのではなく、今現状もう一度きちんと把握しながら、対策を全体で立てていかなければならない。森町から逃げた熊がどこへ行くのかというのはわかっていません。町内を果たしてうろうろしているのか、地続きで隣の自治体に逃げているのか、あちこちで確かに個体数は目撃したり、それから出会ったりするのは増えているのですけれども、多くいるのか、1頭が複数で目撃されているのかというのがわかっていない状態です。何よりもとにかく町民に被害が出ないように、そして農作物のなるべく被害が少ないようにという取り組みは並行して取り組んでいながら、鳥獣被害対策実施隊についても充実を図るような施策をとっていきたい。それから、以前にも申し上げさせていただきましたけれども、銃器を使ったことのある自衛隊のOBですとかいろんな人脈をたどりながら、そういった対応をしていただける人員の獲得に向けて努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（河野文彦君） ②番の部分なのですが、兼業の職員を配置して、緊急事態に向かわせて、職務として銃を持たせるわけにはいかないというようなご答弁だったかと

思うのですけれども、この狩猟技術に関しては銃だけではなく、緊急出沒の場合は銃が一番の道具かと思うのですけれども、それだけではなく箱わなであったり、くくりわなであったりという部分も重要な狩猟技術でありますので、私はやっぱり役場の職員の方が兼業であっても携わるべきではないのかなと思います。もし銃という部分も所持して緊急な対応もしていただけるのであれば、それはそれで町民の安心、農業者、林業者の方の安心というのは物すごく広がっていくのかなというふうに思います。

あと、先ほど生息数調査の話ございましたけれども、とある機関が道南地区で初めてエゾシカの生息調査なのですけれども、ヘリコプターで行ったという報道がありました。その数値が2万から8万と物すごく開きがあるのです。これ正直言ってつかみ切れていないのかなというふうに感じました。つかみ切れないほど多いのかなという。今回はエゾシカの話ですけれども、この道南地区に関しては熊だとか鹿というのがつかみ切れないほど多いのが実態なのかなというふうに思うところがあります。

そして、農業者の方から野生動物、そういうものが畑へ侵入するのを防ぐために畑を囲うと、柵で。農作業はおりの中で行っているのだよというような感覚だという話を伺いました。森町でも新規就農者の促進というものを促して、取り組んでいるかと思っておりますけれども、私のイメージなのですけれども、農業というのは大地とともに自然の恩恵を受け取る、そんな壮大な感覚で行う仕事かなというふうに思っているのですけれども、現状鹿が増えてしまって、おりの中で仕事しているのだというような感覚を持ってしまうようでは新規就農者なんて来てくれないのではないかなと思うところもあります。

また、農業、林業だけではなくて、害獣駆除という部分で考えるのであれば、例えば森町の観光の柱である桜、この桜のつぼみの食害の抑制ですとか、森町においてはそれほどクローズアップされていませんけれども、漁業においてもトドやオットセイの被害というのも懸念されるところがあります。それから、この有害鳥獣に対策するというのは、最終的には町全体の経済にも影響しかねないような重要なことかなというふうに思っています。近年健康ブームで登山でしたり、山菜とりだったりとかレクリエーションで山に入る方もたくさん増えているというのが現状です。そこで、最後の質問として、町長の執行方針を見ますと、過去3年分見ますと毎年有害鳥獣対策が必要だというような記載があるかと思えます。町長も重要な課題だと認識されているというところは私も同感なのですけれども、4回目の執行方針をもし書くことになりましたら、対策は進んだ、もう万全で、問題として抽出しなくてもいいよというような状態をつくっていただきたいと思うのですけれども、すぐやればすぐできないことではないと思うので、早急に何かアクションを起こしてほしいのですけれども、何かそういうお考えはあるかどうかというところを最後に、早急に何かをやっていただけないかという部分を最後に質問して終わりたいと思います。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の再々質問にお答えいたします。

いろいろと鳥獣被害対策実施について、専門部署と言いながら箱わなの設置ですとか電

気牧柵、そういったものについては現有の担当課、林務係の担当職員のほうを中心にして今即座に対策を施している状態です。ただ、どうしても熊のほう動きが速かったり、時期によっては後手に回ったりしている場合があって、農業者には若干迷惑をおかけしている部分もあるのですけれども、牧柵、そういった道具、それについては不足であればどんどん増やしたりということも考えながら今現在進んでいるところでございます。いずれにしても、専門の部署ではなくても現状の農林課林務係としてこの鳥獣に対する、エゾシカやヒグマに対する対策というのはまず取り組んでいるところでございます。

そしてまた、先ほどエゾシカの実態数が2万から8万頭ということで、恐らくヘリコプターですと日中のそういった確認かなと、そういうふうに思いますので、結構繁殖力の強い動物ですから、今どんどん増えているというのは私も聞いてございますし、森町のそういった農業、林業にも影響が及んでくるだろうなという恐れは抱きながら、今後の対策というのは取り組んでいかなければならないと、そういうふうに思っております。一時的に春熊駆除に取り組み過ぎて、熊が絶滅しかけたというお話も私どもきちんと把握をしておいて、それ以降当然自然体系を壊すようなことはなされないということから、今余り極端な狩猟というのが取り組まれていないのが現状だと、そういうふうに思っております。たびたび渡島振興局の担当課、環境課ですけれども、そういう責任者の方々と箱わなですとか、今は全面禁止になっておりますくくりわなについてとか、いろんなことを私お話しさせていただきながら、最終的に効果的な対策を何とかとってほしいという検討をしているのは常にお話をしております。今後もそういった点で町に被害が及ばない、それから農業者もしくは漁業者に対しても安全であるような、そういう鳥獣被害対策に対する取り組みというのは一生懸命続けていきたいと思っておりますことを申し上げさせていただきます。最後の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町鳥獣被害対策実施隊についてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、6、森町公共施設等総合管理計画について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

平成28年2月に策定されました森町公共施設等総合管理計画について質問させていただきます。1つ目に、この計画を町民に公表しているのかということです。そして、公表の必要性についての認識と手法についてお伺いしたいと思います。

2つ目に、この計画は第1次森町総合開発振興計画の基盤・安全、あんぜんなまちづくりの分野の下位に位置づけるとされていますが、ハード的には理解できてもソフト的には的外れではないのかと考えますが、いかがか。また、この計画は、現在策定に入りました第2次振興計画に与える影響が大きいと思うのですが、今後第2次についても同様に位置づけられるのかどうかをお伺いします。

3つ目に、この計画は、森町を取り巻く多くの課題に対し住民とともに取り組み、よりよいまちづくりの将来設計の指針として本計画を作成することとし、企画振興課を統括組織として推進体制を構築し、実施項目として住民との協働、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など協働の推進に向けた環境整備を行うとしています。そして、住民と行政が町施設に関する情報と問題意識を共有することが重要としております。その具体的なプランやイメージをどのように想定しているのかをお伺いいたします。

4点目に、施設総量、総床面積なのですが、を今後10年間で10%の削減を目標としていますが、その設定の根拠は何なのか。また、目標数値の変更は今後あり得るのかどうかをお聞きいたします。

5つ目に、用途の重複の見直し、機能を複合化させることができる施設、統合、廃止となる施設とは具体的に何なのかをお聞きいたします。

6つ目に、文化系施設の公民館、生活館、集会施設等の維持費削減のために、今後町内会等への移管を検討するのかどうかを最後にお聞きいたします。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

1点目ですが、平成28年3月14日、町公式ホームページにおいて公表し、あわせて町民からの意見を募集しております。公共施設等の現状と課題につきましては、町民と町で共通認識を形成していくことが重要であると認識しておりますので、必要に応じて情報提供を行い、町民からの意見をいただいてまいりたいと考えております。

2点目ですが、議員ご指摘のとおり、本計画は第1次森町総合開発振興計画の基盤・安全、あんぜんなまちづくりにかかわる施策全てを網羅的にカバーしているものではなく、土地利用、計画的な都市づくりにかかわる施策の方針について策定した計画であります。第2次森町総合開発振興計画は、本計画はもとよりその他の既存の下位計画も踏まえて策定されるものと承知しておりますので、支障がなければ従前と同様に位置づけられるものと考えております。

3点目ですが、本計画の推進に当たっては、毎年度施設ごとの移動状況や運営状況を把握するとともに、全体的な計画の進捗状況について公表し、町民からの意見を募集することとしております。

4点目ですが、本計画における施設総量の削減目標は、既に計画している施設の床面積削減量の積み上げから設定した数値ではなく、今後増大する管理費用等を削減するために設定した努力目標であります。町には不必要な公共施設などはないとの認識から削減は困難であります。年1%、10年間で10%を目標に設定したところです。なお、数値目標はもとより本計画に記載されている内容につきましては、毎年度進捗管理と検証を行い、変更が必要な場合には適宜修正を行ってまいります。

5点目ですが、本計画は公共施設等の総保有量の把握や施設類型ごとの課題の整理を行い、町としての総合的な施設管理の方針を定めたもので、個別具体の施設については各施



設の個別計画において判断されるものと認識しております。

6点目ですが、5点目の質問と同様に公民館、生活館、集会施設などといった個別具体の施設の検討については、個別の施設計画を策定する中で議論されることが適切であると考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） まず、この森町公共施設等総合管理計画についての1点目の公表の問題なのですが、ホームページで3月24日に公表されているという話でおっしゃっているのですが、今回この質問を出す上で、今ここにいらっしゃる方がどのぐらいその計画についてわかっているかどうかということなのです。それについては一切どういう計画かについては触れていません。今の町長のほうからその説明は一切ないのですが、多分聞いていらっしゃる同僚の議員の人についてもこれについてはわかっていないのではないかなと思っています。その中でどういうことが、ダイジェスト版も出ていますから、その中で最近では6月ごろだと思いますけれども、長万部町の状況が新聞報道されたりもしていますけれども、同じ状況なわけです、その状況。その中で、今後最近の5カ年の修繕費の年平均1.65億円を差し引くと、毎年今後修繕に係る経費が3億から4億円が不足することになるというふうに指摘されているわけです。その中でこの計画を立てているのだということがどれほどの人がわかっているのか。ただホームページ上で公表しているからといって、それで済む話ではないのではないかと私思うわけです。だから、今後について、意見も求めていると言っていますけれども、もう既に2月につくっていますから半年以上過ぎているわけです。それについては実際あったのですか、そういう意見とか何か。こういう計画が作成されているのもわからない状況なのだと思います、町民は。まず、そこが第1点的に問題になると思います。

さらに、実際に言うと平成26年の10月24日の民生文教委員会において各会館の利用状況についてということで調査やっているので、その中で課長答弁だと思うのですが、課長答弁でこのとき既に総務省の策定指針に基づいてこの計画を策定するということを答弁しているわけです。26年です。1年半かそれほど前に。今後これに基づいて各会館の利用についてはやっていくのだということを言っているわけです。にもかかわらず、全然議会のほうも含めて何らそれについての方針も示されていないというのが実情なのだと思います。

さらに、総務省の策定指針の中では、議会、住民との情報及び現状認識の共有が必要とされるというふうに書いているわけです。当然総務省の国の指針に基づいて各自治体がつくっているわけですが、ただつくるのが目的で、今後本当にこれを実施する気があるのかどうなのか非常に疑わしいと私思うわけです。それについて今後の問題もあるのですが、どのような形でこの10カ年の計画ですから実施していくのかということ再度確認したいと思います。

それと、2つ目ですけれども、第2次振興計画が今動き始めたわけですが、ここにおいて非常にこの計画をつくる上でこの施設等総合管理計画について与える影響が大きいと私は思っています。にもかかわらず、聞きたいのはその審議委員になっている人たちにこの情報を提供しているのかどうかということを確認したいのです。今後それを提供する用意があるのか。さらに、このようないろんな審議会とか計画とか出されていると思うのですが、まだあるのだと思うのです。今後第2次の振興計画を策定する上で、はっきりこの場合は今後の計画については下位に位置づけられるというふうに書いているわけですから。その関係がなければ振興計画も出せない話なのです。特に管理上の問題とか施設の問題とか役場の建てかえの問題とかいろんな問題が出てくるわけですから、これが基礎になって今後いろんな町の施設は運営されていくのだというふうに考えますから、とすればその振興計画に対して影響は大きいと思いますので、再度その辺今後どうしていくのかをお聞きします。

3点目についてですけれども、具体的にどういうイメージをされているのかということなのですけれども、庁内の推進体制というのは私見している限り画期的なのかなというふうに思っている部分があります。というのは、役場の中でここまで企画振興課の権限を持たせているというのはなかったのではないかなと思っています。そして、ただ総務課と契約管理課、そして建設課が中心となってやっていくのはいいのです。それは、役場内のことはいいのです。先ほども言っているように、1番目に言っているように、それは役場の中は今後うまくいく可能性が大きいかなと思っています、権限持たせていますから。ただ、町民の意見を反映する場面がどうしてもないのです。それぞれの管理課、所管の課が町民と直接接しているわけですから、いろんな施設に関して。そこの意見を吸い上げる体制がちょっと不足なのかなと思っていますけれども、その辺どうお考えなのかお聞きします。

それと、4つ目の10%の削減の目標の数値なのですが、先ほど年1%どうのこうのという話言っていますけれども、今後変更もあり得るとは言っているのですが、この施設計画の中の対象の施設に蛭谷並びに赤井川小学校も含めて考えているのではないですか。とすれば、それはどのぐらいのパーセンテージになっているかわからないですけれども、それが入っているとすれば、10%はもう削減できる目標がクリアできる数字になるのではないですかと思うわけです。だから、きちっとした把握しているのかどうなのかというのがちょっとわからない。というよりも、数値的にただ10%と言っているだけにすぎないのではないかなと。それを計算するともっとできるのではないかなと思うわけです。実際に森の施設の面積数からいうと、全国平均の3倍だと言われています、町民1人当たりの数字からすると。とすれば10%というよりも、その数字の設定はいいかげんと言ったら失礼かもしれないのだけれども、そういう数字を設定しているにすぎないと私は思うわけです。その辺先ほど言いました蛭谷、赤井川小学校の面積がどのぐらいになっているかはこの場ではすぐ返答はできないと思いますけれども、それを考慮した数字なのかどうかだけでも確認したいと思います。

それと、5つ目、今後の具体的に管理運営していくかということの方針が書いているわけです。これについて新規整備については、施設ありきの住民サービスではなくて、機能を充実した施設整備を目指すとしているわけです、この計画では。だから、この部分については、最も身近な施設としてある部分で、町民が一番関心を持っているわけですから、その辺一番最初に言っているとおり住民に情報をこういう方針でやっていくということを出さないとうまくいかないだろうと。

さらに、この中でこういうことを書いていて一番疑問に思ったことは、さわら幼稚園の建設の問題なのですが、今年の春の予算委員会でもその辺はかなり同僚の議員からも指摘はされている部分なのですが、新規の施設を建設する上でこの方針にのった形でそれは判断したのかどうかをお聞きしたいのです。これからそういう施設整備とか管理のこの方針がつけられたわけですから、さらに先ほど言いましたように26年時点でもう既にこういう計画を策定する準備があったわけですから、幼稚園の建設計画についてはそれが影響されているはずだと私は判断するわけです。そして、実際どうなのか。

それと、6つ目の件に関してなのですが、防犯灯の問題の絡みでいうと町が全額負担することになるわけですね、今後。とすれば、町内会サイドの予算がかなり裕福になるだろうと私予想しています。自分のいる町内会でも多分その部分では楽になってくるだろうなと思ってまして、とすれば今後これだけ維持費、管理費が増える、年間2億、3億という数字が足りないと言われる中で幾らかでも軽減していくことを考えるならば、それだけでなく施設に関して負担するわけですから、町が。とすれば、どこかで町民に対して負担をお願いしていかざるを得ない部分が出てくるのだと思うのです。とすれば、そういうことも一つの案としては町内会で管理してもらうということも考えなければならないことになるのだと私は思うわけです。そういう考えがあるのかどうか、最後に。

多岐にわたって申しわけないですが、以上再質問とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問もたくさんございますが、お答えいたします。

まず、公表しているこの総合管理計画の中に対する町民からのご意見があったかという質問が一番最初にあったかと思いましたが。これについては、今のところ意見はまだありません。

それから、民生文教委員会の中でもいろいろと議員の皆さん方識見を深められているということで、今後の計画の進め方ですけれども、もちろん総合管理計画のあり方についてもまず一つの指針としては必要なものだと思っております。また、これだけでなく総合振

興計画の中でさらにこれを包含するというものがほかにもあるのかもしれないので、そういったトータルでもって今後いろんな計画を進められてございます。そして、その中では先ほど最後のほうにも出ましたさわら幼稚園の計画でございますけれども、それについても総合的な判断のもと、この総合管理計画も含めまして実施されているというふうに私は認識をしております。

また、戻りますけれども、3点目か4点目かで、今現在第2次森町振興計画策定されてございます。そういう中で、支障がなければ公共施設等総合管理計画も総合振興計画の下位に位置づけられるものでございますけれども、整合性がとれた中ではすんなりとこのままいくのかなと、そういう考えでございます。そしてまた、総合振興計画の中でもまず計画を立てるメンバーそのものが町内の識見を有する方々、各団体の代表の方々、ほとんど網羅されていると思っておりますので、一番最初のこれに対する意見はなかったわけですが、そういう全体的な中からこれにかかわる意見というのも出される可能性もございますので、そういったところに出された意見についてもこの総合管理計画の中には反映させていきたいなと、そういうふうに思っております。

そして、4点目もそうです。町民の意見を吸い上げる方法という点では、そういった点でも同じでございます。そしてまた、当然町内会連合会という組織もでございます。これが一番町民に密接にかかわっている組織だと私思っておりますので、町内会の役員の方、会長さんから連絡いただけるのが一番かなと、そういうふうに思っているのですけれども、ぜひそういった点もこちらからお話をさせていただきながら、いろんな意見は適時吸い上げていきたいなと、そういうふうに思っております。

そしてまた、改修というか、面積の削減でしたか、10年間で10%を目標にした施設総量の削減目標ですけれども、これに蛸谷小、赤井川小は入っているのかと申し上げますと、これは当然入ってございます。そういう中で、数字をクリアできたからいいのかという、そういう考えでは役場も思っておりません。必要性、それから有益性、いろんなことも考えながら進めていかなければならないと思っておりますので、もっとできるのではないかという議員のご意見ももっともかと思えます。町でも進めれるものは進める。それからまた、例えば今合併したわけで、2つの施設が重複してある場合もございます。2つあるから、それを1つにするというのは、それはまた考え方の違いだと思っております。両方ともに利用されているのであれば、町民の利便性を優先するというのも一つのこの中では考えられることでもありますので、適宜それぞれの施設において判断して、それを減らしていくのか、もしくは維持するのかというのは、維持管理費も含めて考えていかなければならないことだと思っております。

最後になりますけれども、町で街灯をLED化して町で全面的に持つということは、各町民皆さんご存じかと思っておりますけれども、そういう点では今まで町内会で負担してくれていたのは4%ぐらいですか、そういう低い数字ですので、その浮いた数字を逆に町内会にいろんな町有の施設を負担していただいているかどうかという意見だったように伺いますけれども

ども、その浮いたというか、余裕ができた部分は、私はぜひ町内会、地域のコミュニケーションを高めるために利用していただきたいなという考えでおります。その部分を逆に町から施設を運営したり、いろんな負担を強いるというのは、ちょっと公共的な立場としては考え方が違っていると私は思いますので、町内会に対しましてはとにかく地域に対するコミュニケーション、また災害時のそういう避難の取り組みですとかいろんなものに使っていただいて、町は全体的に節約できるものは節約、それからまた合理化できるものは何とか政策の中で合理化していった中でランニングコストを削っていくという総合的な計画の中で進んでいきたいと、そういうふうに思っております。

全て答えたと思うのですが、不足していた場合には、もう一回ありますので、こちらでお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々。なるべくまとめてお願いします。

○14番（松田兼宗君） まとめるって、項目に基づいた再質問しているわけですが、

一番肝心なことというか、この公共施設等管理計画のダイジェスト版、概要版というのがあります。この中で何を書いているかなのです。先ほど長万部町の話、道新の道南版に出た話ししていますけれども、この中で同じことを書いてあるわけです、その新聞と。この町も。森町も。ちょっと読みますか。全ての公共施設の更新費用を起算した結果、今後40年間で約697億円、年平均17億円かかることがわかったと書いているのです。そして、最近の10年間の公共施設に係る投資的経費は年平均約5億円ですが、直近の5年間の修繕費、年平均1.65億円を差し引くと毎年3億、4億円不足することになると書いているのです。それをどう捻出するのですかという問題なです。先ほどのさわら幼稚園の問題もそうですし、会館の運営の問題もそうなのです。それをクリアするためにこの計画はつくったのではないですか。この計画に基づいて今後施設を管理運営するというを示されたにもかかわらず、違うことをやっているということを言っているのです。逆なことをやっているのではないですかと言っているのです。それをどう考えるのですかということなのです。

そしてさらに、2月付ですよ、この計画がつくられているのが。その計画が2月でホームページで掲載して、それで公表したと。そのとおりに公表はしています。たまたま私自身3月ごろに別なことで検索して調べ物していたら、これが出てきたのです。ええっというふうに、知らなかったです。議会に対しても報告がないですよ。だから、議員の人もほとんどの議員の人が知らない、この計画がつくられたことさえ。だから、そのことが問題で、役場内だけで済ませているような問題ではないわけです、今後この問題というのは。それだけでなくこの計画には会館の話だけではなくて、道路も橋の問題も全部いろいろあります。それだけ大きな問題にもかかわらず公表もしていない。そして、意見は何もない。当たり前ではないですか。ホームページどれだけの人が見ていると思っておりますか。だから、その辺なのです。さらに、先ほど言いましたように第2次振興計画の審議会の審議委員にさえこの計画というのは提示もされていないわけですよ。審議委員になっている方

がどれだけの方がこの計画があることわかっていますか。わからないのではないですか。知らないでしょう、こういう計画出たのさえ。議員の人でさえ知らない。もっと言うと、ここにいらっしゃる町の幹部の課長の人さえ知らない人がいるのではないですか。そこが問題なのです。本当に今後3億円、4億円不足するというのをやっていけるのですか。そこなのです。だから、ちゃんとこの中にも書いているように町民と情報を共有すると言っているわけです。総務省の指針の中にもそういうことが書いてある、議会も町民も含めて共有しなさいということを。ただこの計画をつくるのが目的でこの計画をつくっているのだったらつくらないほうがいいのではないですか。再度その辺を含めて、細かいところについてはいろいろ答えてもらっていないところもあるのですけれども、一番大事なところだけ再々質問で終わりたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 最後の質問にお答えいたします。

管理計画について、この計画をきちんと掌握した中で進んでいないのではないかというご指摘なのですが、まずそもそもこの公共施設等総合管理計画を作成するに至った経緯というのは、国そのものも高度成長期に全国に補助金を出しながら、道路、建物、いろんなものをつくってきた。それが今後非常なスピードで重なり、改修の時期を迎えている。それを国そのものも全体計画を掌握するために、各自治体に対して公共的な施設が一体どのようになっているかというのを掌握させたものだとは私は認識しております。

その中で、この計画の中にはいろんなことを書かれてございますけれども、まず基本的には町の総合開発振興計画とは何ら逸脱するようなものではございませんし、このとおりにやるというものでもございません。その都度、その都度、当然ここには書かれておりますけれども、先ほど答弁させていただきました最終的には施設を管轄する担当課、もしくはそこにかかわる方々、町民の方々や利用される方々とのいろんな意見交換の中で進んでいくものだと、そういうふうに思っております。書かれたからといってこのとおりにするというのは正しいものではないと思っております。

また、そういう中では先ほど申し上げたさわら幼稚園が何でこんなに全体で維持管理費に係るのにまた新しいものを建てるのかと。そういうことではありません。町の子育て支援策の政策の中で、以前にも答弁させていただきましたが、小さい子たちが40年以上の施設の中で、しかも耐震建築でないところで保育をされているという、そういった実態を解消しなければならない自治体の責務もございます。当然今後本日同僚議員の一般質問の中にも出ておりました未満児、ゼロ歳児の保育についても政策的な取り組みが必要です。だから、総合的に判断をして、これに対する政策を取り組むのです。今後森地域の保育所、幼稚園のあり方も当然考えていきながら、これが無駄だ、もしくは新しく維持管理に係る施設をまたつくるのかとおっしゃられるかもしれませんが、政策的なもの、それから若い方々の要望を掌握した中で進んでいくべきものだと、そのように思っております。

いろんな考え方の違いの中から正しい、正しくない、もしくはこれを変更したほうがいいのではないかというご意見もいただきますけれども、最終的には住んでいる方々がこの地

域で幸せに安心して暮らせるまちづくりのためには必要な政策を町では行っていきたくと思いますことを答弁させていただきながら、最後のお答えにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町公共施設等総合管理計画についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、7、海岸のごみ問題について、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

○15番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

海岸のごみ問題について。森町は、古くから内浦湾の水産業を基調として発展してまいりました。近年はホタテ養殖が主軸となり、ここ数年は海外への輸出もあり、その生産額も増大した反面、温暖化や水質の悪化、外来生物による被害等が大きな問題となっていると聞きます。漂着する破損した漁具の一部や不用となった生活用品、飲料缶類等々の海岸のごみ問題も深刻で、これまでも幾度となく取り上げてまいりましたが、解決には至っておりません。環境問題は、近隣町や道、多くの団体等とも連携して取り組まなければならない大きな課題であり、終わりなき闘いであるかもしれませんが、まず森町から率先してごみの収集、処分に取り組むべきと考えます。次期町長選に立起表明された梶谷町長のこの問題に対する今後の取り組みの決意と具体的な策を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員からは、海岸のごみ問題についてご質問いただきました。お答えします。

森町は、豊かな海の恵みを糧として発展を続け、近年では海外との活発な取引に対して町といたしましても衛生管理の向上に積極的に支援をしております。課題としてはたくさんありますが、広範囲にわたる海岸に海流や風向きなどの要因によってさまざまなごみが打ち寄せられていることも解決すべきことであります。景観保護や海岸を訪れた人のけが防止を初め、基幹産業である漁業の衛生管理と密接に関係することから、町としましても議員ご提言のように大きな環境問題でもありますごみを捨てないという多くの方々の意識改革につながる対策の必要性を強く感じております。このため漁業の拠点となる1港湾6漁港にはごみ捨て禁止の看板の設置を初め、漁業者みずからも清掃活動に取り組んでまいったところでございます。

また、今年夏休みに入りました8月1日に森っ子学童保育クラブの小学生22人と漁業関係者による森港湾清掃を実施したところです。小学生が汗を流しながら袋いっぱいにごみを拾う姿を見て、漁業者の心に海や港をきれいにと意識の醸成を図る一因となることを期待しております。この取り組みにつきましては、今後は学校の理解と協力を得ながら、町内の全小学校を対象に自分たちの力で美しい環境をつくる意識向上のために継続して取り進めてまいりたいと考えております。

私は、森町の未来を語る子ども議会において質問されました噴火湾の汚染対策に対する子供たちの真剣な意見を非常に重く受けとめております。既に取り組みは始まっており、環境美化継続は当然のことであると考えておるところでございます。今後も内浦湾を共有

する近隣町を初め、漁業関係団体等に積極的に働きかけ、改善につながるよう取り組んでまいりたいと思いますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（宮本秀逸君） 再質問させていただきますが、これまでも取り組んでまいられたというようなことをございますけれども、私もこの長い海岸線をどのくらい把握しているかということ逆を言われたらそれほどでもないのですが、見た感じのところは恐らく大方の方がほとんど同じ気持ちになるくらいいわゆるごみが充満しています。充満しています。子ども議会の話もされましたし、そういった取り組みも当然大事だと思いますし、やっていただかなければならぬわけですが、どうでしょう、町長、私本気で海岸からごみを一扫するのだという運動をやらない限り、次につながっていかないと思うのです。ごみ集めたとしたら、その処分の問題が当然出てまいりますので、大きな問題であるということは想像するわけをございますけれども、私の小さな知見からしましても、ごみを一扫するなんていうことは大変な努力が必要だというようなことは理解できるわけです。去年の6月の一般質問でも同じごみ問題を取り上げたりしましたが、これは丘の上のごみの話でしたけれども、この海岸のごみ、恐らくもとの所有者が誰かということとはなかなか特定しづらいことなのですけれども、誰かがやっぱりやらなければならないわけですが、誰かが。それを行政がやるのが正しいかどうかはまだわかりませんが、あらゆる人たちが取り組んで、森町に住む全ての人たちが取り組んでいかない限りこのごみ問題は解決しないというのが私の思いなのです。

先ほども第1次総合開発振興計画ありましたけれども、表紙にスローガンとして書かれております。みんなで創ろう海と緑の理想郷森町、こころふれあうはつつした爽やかなまちというのがあります。海と緑の理想郷、あそこを見たらほど遠いです。ほど遠い。海の水の汚染についてもさまざまな角度で言われておりますし、これももちろん簡単にはいかぬでしょう。生産業絡んでくるわけをございますから。だけれども、どこかで本気で取り組む必要があると思うのです。中でもごみの収集につきましては、これは可能だと思っているのです。例えば1人で5メートル分のごみ拾ったとします。1,000人いたら5キロの分が拾えるわけです。誰か特定の人たちがやるということではなくて、この中にもありますように住民とともにやっていきましょうという話になっています。海岸の清掃、湖沼、河川、海の清掃について協働してやっていきたいとなっています。これ当たり前の話だと思うのです。

クリーン作戦で毎春、毎秋丘の上のごみ掃除やるのですけれども、基本的に私はごみを捨てない人がごみ拾いやっていると思っているのです。ごみ捨てる人たちはやらないです、恐らく。そんなばかなことが今実際に行われているわけです。大人がごみを投げたのを子供たちに何とか拾ってくれみたいな話というのは、私は本末転倒だと思うし、ちょっと筋違いかなと、こんなふうにも思うのです。やはり大人が責任とってこれは片づけていか



なければならぬ問題だと思っているのです。だから、梶谷町政が今4年間終わろうとしていますけれども、今後4年間の取り組みを今さまざまめぐらせておられると思いますけれども、第一にやっていただきたいのは、本当に森町をきれいな町にするのだと。はっきり言って今の漁業に関してもさまざまな問題を聞きますけれども、ホタテも大変だと。海も汚れていると。魚もなかなかとれないということを聞きます。それが全て漁業者が悪いとかそんなこと言っているつもりでもないのです。これは、海も山も一体として考えていかなければなりませんから、そういった意味では全員で取り組むべき問題だと思うのです。先ほど申しあげましたように、例えば1人で1年間のうちで5メートルの幅をごみ集めたとします。100人で行けば500メートルできるわけです。もちろん来年になったらまた別なごみが来るかもしれません。1,000人で町挙げて取り組んでいきたいと思いますという空気をつくったら、呼応してくれるいろんな人たちがいっぱい出てくると思うのです、子供たちをひっくるめて。そして、直接自分に責任はないのだけれども、取り組んでいこうみたいな、そういった慈善的な気持ちも芽生えてくると思うのです。そういったこともひっくるめて、梶谷町長の次の時代には俺の時代に本気でこれ取り組んだぞと、100%ごみなくしたぞという時代をぜひつくっていただきたい、こんなふうにすると思うのですけれども、もう一回お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

通告からかなり広がりを見せておりますけれども、非常に理想であり、私も考えには同感するところはございます。そういう中で、まず今回は海の海岸のごみ問題ということで、ぜひともこれは、先ほども申しあげましたけれども、今後も取り組んでいかなければならない。しかも、これ国内だけの問題ではないのです。いろんな漂着ごみを見ていると、当然海外のごみも非常に多いということから、最終的には世界規模の環境美化ですとか環境負荷を抑えるということに進んでいくものと思っておりますけれども、森町は森町としてこれに対して理想に向けて取り組んでいかなければならないと、そういうふう考えております。

そして、先ほど議員のご質問にもございましたように、ちょっと私と考え違うのが捨てている人は手伝わない、捨てていない人が一生懸命清掃活動をして、これでは本末転倒という議員のお考えなのですけれども、私は子供たちと一緒にそういう姿を地域の人、それからそういったごみを簡単に捨てる大人に見せて、その気持ちを変えていただくのが直接的な働きかけよりもかなりきちんと伝わるのではないかなという、そういう思いもございます。もちろんその方に対してもしわかっているようであればダイレクトにごみを捨てないようにと言うのが重複してもこれはいいことですから、どんどんやっていきたいなと思いますし、またとにかく海岸線も含めて、また人は嵐来るとすぐまたごみが寄ってくるということもございますけれども、そしてまたイタチごっこかもしれませんが、毎年毎年清掃する人間も、それから意識を持つ人もどんどん増やしていけば、最後に森町は非常に海から山まできれいな町になっていくのだろうなと、そういう思いを持っております。子

供をだしに使って非常に申しわけないような気もいたしますけれども、子供のころはみんなごみは捨ててはいけないよ、ごみ箱に捨てるのだよということを守っているのですけれども、大人になってそれが変わらないように何度も何度もそれを手伝っていただきながら教育していくのも大事なことだなというふうに思っております。今後も役場といたしましてもいろんな機会を捉えながら海岸の清掃活動、もちろん以前にもご質問等でご指摘もございました不法投棄に対するそういうもっと強い取り締まり等も含めまして、町をきれいにする取り組みをどんどん続けていきたいと、そういうふうに思っております。今後とも議員の皆さん方にもご支援、ご協力をお願い申し上げながら、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々。

○15番（宮本秀逸君） 誰しもの問題についてはやっていかなければならぬという気持ちだけはあろうと思うのです。その気持ちの大小だとか決意の度合いだとかというのは違うかもしれませんけれども。

私が本末転倒と言ったのがちょっと筋違いだとおっしゃいましたけれども、私は完璧に本末転倒だと思っているのです。何で捨てた人のやつを捨てない人が拾わなければならぬのですか。だけれども、その姿を見せることによってというようなお話ですけれども、親の姿が子に映るということあります。昔から言われている。親の姿です。ごみ投げたのは親です。100%親です。それを子供たちが見て何と意思ですか。これぐらいなら投げてもいいやと。海汚れていたって仕方ないだろうと。誰かやるだろうと、役場でそのうちやるだろうという子がやっぱり町長出てくると思いませんか。親の姿が子に映るとするのはそれだと思っております。

私は、この際誰の責任、彼の責任ではなくて、梶谷町長なら次の4年間でやっていただけるなというような気持ちもありますし、子供たちを通して小学校に対してそういう働きかけもさっきやっていくとおっしゃいましたし、それも本当に大事なことだと思います、そういったボランティア精神というのは。と同時に直面している漁業者ももちろんひっくるめて、そうでない人たちもひっくるめて、ごみ問題を真剣に考えて、本当にきれいな海と緑の理想郷の森町をつくり上げていくのが梶谷町長の次の行政4年間の大きな仕事だろうと、こんなふうに思うのです。もちろん私らも言われたら、この辺でやるぞみたいなことを打ち出されたら当然手伝わなければなりませんし、リーダーとしてその先陣を切っていられるのが町長だと思っております。町長の呼びかけに対しては、多くの町の人たちが賛同してくれると思いますから、ぜひそれは進めていただきたいと思っております。その決意を私は聞きたくて最後にこれを申し上げたのです。そういうふうには書いていますよね、私の質問に。ちょっと拡大したと町長おっしゃいましたけれども、拡大は全くしていません。同じこと言っているのです。ごみ拾ってしましようというようなことを言っているだけ、誰が捨てたかわからぬけれども。森町なのです。そのごみの町の町長なのです。ごみ町の

町長なのです、今は。それをごみを完璧に拾った町長というようなことになったほうが梶谷町政として一番成果として見えるとも思いますし、今その分岐点に立った時代だというふうに私は思っているのです。そういった意味で申し上げましたけれども、俺の時代に100%一回なくしてみせるぞという気持ちをぜひおっしゃってください。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

非常に応援のようなご質問をいただいて大変感謝をしているところです。このようになれるように今努力して、来月の進学の試験にパスしてまいりたいと、そういうふうに思っています。その暁には町を本当にきれいにする、美しい森町、今までもいろんなお答えをさせていただいておりますけれども、今後観光地としても森町は非常にすばらしいポジションでございますので、そういう町が海岸行ったらごみだらけだと、それから谷底見たらごみだらけだと、そんな恥ずかしい町にはしたくございませんので、いろんな面で努力してまいりますので、どうかご協力をよろしくお願い申し上げながら、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 海岸のごみ問題についての質問は終わりました。

以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

これで日程第5の一般質問を終わります。

#### ◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、9月2日午前10時開会とします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時21分

## 平成28年第1回森町議会9月会議会議録 (第2日目)

平成28年9月2日(金曜日)

開議 午前10時00分

延会 午前11時24分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2号 森町職員の退職管理に関する条例制定について
- 5 議案第 3号 平成28年度森町一般会計補正予算(第5号)
- 6 議案第 4号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 7 議案第 5号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 8 議案第 6号 平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 9 議案第 7号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 10 議案第 8号 平成28年度森町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 11 報告第 1号 平成27年度森町財政健全化判断比率について
- 12 報告第 2号 平成27年度森町資金不足比率について
- 13 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 14 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 15 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 16 認定第 1号 平成27年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成27年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 平成27年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 17 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 18 意見書案第2号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書
- 19 意見書案第3号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
- 20 意見書案第4号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書
- 21 意見書案第5号 自衛隊の南スーダンへの派遣の中止と撤退を求め、「駆けつけ警護」等の新たな任務を課することに反対する意見書
- 22 議員の派遣について

2 3 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

|    |     |     |      |     |     |    |      |
|----|-----|-----|------|-----|-----|----|------|
| 議長 | 16番 | 野村  | 洋君   | 副議長 | 1番  | 三浦 | 浩三君  |
|    | 2番  | 菊地  | 康博君  |     | 3番  | 加藤 | 進君   |
|    | 4番  | 黒田  | 勝幸君  |     | 5番  | 山田 | 誠君   |
|    | 6番  | 檀上  | 美緒子君 |     | 7番  | 河野 | 文彦君  |
|    | 8番  | 佐々木 | 修君   |     | 9番  | 小杉 | 久美子君 |
|    | 10番 | 久保  | 友子君  |     | 11番 | 木村 | 俊広君  |
|    | 12番 | 西村  | 豊君   |     | 13番 | 堀合 | 哲哉君  |
|    | 14番 | 松田  | 兼宗君  |     | 15番 | 宮本 | 秀逸君  |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|                                |     |     |    |
|--------------------------------|-----|-----|----|
| 町長                             | 梶谷  | 恵造  | 君  |
| 副町長                            | 片野  | 滋   | 君  |
| 会計管理者兼<br>出納室長<br>監査委員         | 佐々木 | 陽市郎 | 君  |
| 総務課長                           | 池田  | 勝元  | 君  |
| 選挙管理委員会<br>書記長兼監査<br>事務局書記長    | 木村  | 浩二  | 君  |
| 防災交通課長                         | 菊池  | 一夫  | 君  |
| 契約管理課長                         | 小田桐 | 克幸  | 君  |
| 企画振興課長                         | 小井田 | 徹   | 君  |
| 企画振興課参事<br>兼計画係長               | 長瀬  | 賢一  | 君  |
| 税務課長                           | 川村  | 勝幸  | 君  |
| 収納管理課長                         | 山田  | 真人  | 君  |
| 保健福祉課長                         | 池田  | 仁志  | 君  |
| 保健福祉課参事<br>保健福祉課参事兼<br>保健センター長 | 住吉  | 英勝  | 君  |
| 住民生活課長                         | 千葉  | 正一  | 君  |
| 環境課長                           | 金丸  | 由起子 | 君  |
| 農林課長                           | 島田  | 宏   | 君  |
| 農業委員会事務局長                      | 山本  | 憲   | 君  |
| 水産課長                           | 宮崎  | 涉   | 君  |
|                                | 鈴木  | 修一  | 君  |
|                                | 黒川  | 安   | 明君 |

|           |        |
|-----------|--------|
| 水産課参事     | 岩瀬英一君  |
| 商工労働観光課長  | 寺澤英樹君  |
| 商工労働観光課参事 | 横山崇裕君  |
| 建設課長      | 富原尚史君  |
| 砂原支所長     | 落合浩昭君  |
| 地域振興課長    | 角野雄平君  |
| 兼地域振興係長   |        |
| 兼市民センター課長 | 伊賀野美子君 |
| 兼町民・年金係長  |        |
| 保健対策課長    | 若松幸弘君  |
| 教育長       | 香田隆君   |
| 学校教育課長    | 安藤仁君   |
| 社会教育課長    |        |
| 兼公民館長     | 宮崎弘光君  |
| 図書館長      | 中島将尊君  |
| 生涯学習課長    | 澤田勝則君  |
| 生涯学習課参事   | 渡邊義教君  |
| 兼生涯学習係長   |        |
| 兼体育課長     |        |
| 兼体育館長     | 金丸孝也君  |
| 兼青少年会館長   |        |
| 給食センター長   | 金丸義樹君  |
| さくらの園・園長  | 柏渕茂君   |
| 病院事務長     | 坂田明仁君  |
| 上下水道課長    | 石島則幸君  |
| 上下水道課参事   | 小松裕章君  |
| 消防長       | 山下英一君  |
| 消防次長      |        |
| 兼庶務課長     | 澁谷成輝君  |
| 消防署長      | 東谷直樹君  |

○出席事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 藤田司志君 |
| 兼次長  |       |
| 議事係長 | 村本政君  |
| 庶務係長 | 喜田和子君 |

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町職員の退職管理に関する条例制定について
- 3 議案第 3 号 平成28年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 4 議案第 4 号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 5 議案第 5号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第 6号 平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 7号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 8号 平成28年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 報告第 1号 平成27年度森町財政健全化判断比率について
- 10 報告第 2号 平成27年度森町資金不足比率について
- 11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 12 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 13 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 14 認定第 1号 平成27年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成27年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 平成27年度森町公共下水道事業会計決算認定について

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席7番、河野文彦君、議席8番、佐々木修君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第1号についてご説明いたします。

本案は、森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

裏面をごらんいただきます。第2条第2項の診療科目につきまして新たにリハビリテーション科を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、平成28年10月1日から施行するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。

○14番（松田兼宗君） ちょっとわからないので、具体的にリハビリテーション科設置するのはどうのこうのという話ではなくて、日程的な部分で10月1日からはいいのだけれども、実際にはいつから開業する、実施するのか。

○病院事務長（坂田明仁君） リハビリの関係は、実際行われてはいるのですけれども、届け出す日にちが10月1日ということにしております。

○議長（野村 洋君） では、ほかにないですね。



(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。  
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。  
これから議案第1号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第2号 森町職員の退職管理に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(木村浩二君) それでは、議案第2号についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正により元職員による現職職員への働きかけを禁止する規制が導入されたことに伴いまして、森町職員の退職管理に関する条例を制定しようとするものです。

裏面の主な内容ですが、1点目は退職した再就職者が再就職先の事務事業などで現職職員との交渉事などを禁止しようとするものです。2点目は、課長職以上で退職した2年以内の再就職者が就職状況を町へ報告することと町はそれを公表するものとしたものでございます。

以上でございます。

○議長(野村 洋君) これから議案第2号に対する質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。  
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。  
これから議案第2号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第3号 平成28年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町一般会計補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,555万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ101億6,604万3,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。歳入ですが、款10地方交付税は補正財源として9,409万9,000円を普通交付税に求めようとするものです。

続いて、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金354万円は、障害児施設給付に係る負担金を計上するものです。

続いて、項2国庫補助金の総務費補助金400万円は、マイナンバー制度に係る事業費の補助金を計上するものです。

続いて、款15道支出金、民生費負担金177万円は、国庫支出金同様障害児施設給付に係る負担金を計上するものです。

続いて、項2道補助金、目4農林水産業費補助金、節1農業費補助金225万円は、青年就農給付金事業に係る補助金を計上しております。同じく節2林業費補助金303万3,000円は、森づくり推進事業に対する補助金を計上しております。

次に、款16財産収入のその他の不動産売払収入708万4,000円は、さきの強風による倒木を売却したものです。

続いて、款17寄附金では、ふるさと応援寄附金として1億円を計上しております。

続いて、款19繰越金の1,797万2,000円は、財源調整のため計上するものです。

次に、10、11ページの款20諸収入、目3雑入では、立木補償金、消防団への助成金、建物災害共済金、財産処分による補助金返還金をそれぞれ計上しております。

次に、12、13ページですが、歳出になります。款2総務費、目4財産管理費、目5砂原支所費では、職員住宅の修繕や町有地内の支障木の処理をしようとするものです。

続いて、目11ふるさと応援対策費の増額は、当初予算5,000万に対し8月末現在で予算額以上の収入であり、年末を迎えるに当たり積立金の1億円と関連経費をそれぞれ計上するものです。

続いて、目12諸費においては、以前懲戒処分を受けた職員が渡島公平委員会に不服申し立てをし、審議の結果却下されたことに伴い、この職員が函館地方裁判所へ森町と渡島公平委員会を被告として提訴したことです。原告側は、弁護士を代理人としていることから、当町も顧問弁護士を代理人として定め、それらに係る訴訟費用が委託料として86万6,000円、また渡島公平委員会の負担金としても当町が負担することになりますので、負担金と

して50万7,000円を計上するものです。

続いて、項3戸籍住民基本台帳費の節9旅費から節19負担金補助及び交付金までの総額407万2,000円は、マイナンバー制度のカードの交付事務量などに基づき関係経費を計上しようとするものです。

次に、14、15ページの款3民生費、目1社会福祉総務費の国保会計への繰出金の減額は、平成27年度の国保会計の繰越金を充当したものです。

目4老人福祉総務費の節20扶助費370万円は、老人福祉施設入所者の増によるものです。介護サービス事業特別会計への繰出金は、人件費の増額分を計上するものです。

次に、項2児童福祉費の児童福祉総務費の負担金補助及び交付金の121万円は、保育助成金制度を認可外保育施設にも適用させるため、所要の経費を計上するものです。

目5障害児通所支援費の節20扶助費708万円は、施設利用者の増によるものです。

次に、目3予防費の共済費と賃金は、職員が産前産後休暇を取得することから臨時職員を雇用しようとするものです。また、委託料と負担金補助及び交付金は、B型肝炎ワクチンが定期接種化になることから関係経費を計上するものです。資料ナンバー1を提出しております。

次に、16、17ページの款5労働費の1,147万4,000円は、例年実施しております冬期就労対策事業に係る委託料でございます。資料ナンバー2を提出しております。

続いて、款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費の負担金補助及び交付金225万円は、当町において新規に農業を始める方に対する支援として、全額道支出金の補助金を計上するものです。資料ナンバー3を提出しております。同じく節23償還金利子及び割引料の31万6,000円は、以前JAが補助金で導入したキュウリの選別機が性能等の問題から関係機関との協議の上廃棄処分をするため、一部補助金の返還をするものです。

続いて、項2林業費、目2林業振興費、節15工事請負費170万円は、造林地の維持管理のため天然林の除伐工事をしようとするものです。資料ナンバー4を提出しております。同じく節19負担金補助及び交付金の330万円は、森づくり推進事業として民有林の植林に対し一定の割合で補助をしようとするものです。資料ナンバー5を提出しております。

次に、18、19ページの款7商工費、目2観光費、節15工事請負費の400万円は、つど〜る・プラザ・さわら公衆便所の屋根を改修しようとするものです。資料ナンバー6を提出しております。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費、項3河川海岸費、項5都市計画費、20、21ページの項6住宅費では、それぞれ施設の修繕や機械借り上げ料を計上しております。

続いて、款9消防費の目2非常備消防費、節18備品購入費は、携帯用投光器を助成金を活用して購入しようとするものです。

続いて、目3消防施設費、節13委託料213万9,000円は、JAから寄贈を受けました救急車1台の内部などを艤装するための経費を計上するものです。資料ナンバー7を提出しております。

続いて、款10教育費、項2小学校費では、森小学校、さわら小学校のボイラーなどをそれぞれ修繕するものです。

次に、22、23ページの項3中学校費では、森中学校のボイラーや体育館屋根の修繕、砂原中学校では給水ポンプなどの小破修繕をしようとするものです。

続いて、項4幼稚園費では、特別支援を要する園児が増えたため担当教諭の雇用時間の延長をしようとするものです。

続いて、項6保健体育費、目1保健体育総務費の節19では、各種スポーツ団体や個人が全国、全道大会へ出場するための参加負担金を計上しております。

続いて、目2体育施設費では、青少年会館のストーブの経年劣化による廃棄手数料と代替のストーブの購入経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。

○5番（山田 誠君） 13ページ、総務管理費、諸費の委託料と負担金、訴訟事務の委託料と渡島公平委員の負担金、今の説明では懲戒処分になった職員から公平委員会のほうに提訴して、その公平委員会の判定を不服として訴訟を起こしたということだろうと思えますけれども、その内容についてもう少し具体的にお願いしたい。訴訟の内容どういふものか。それから、公平委員会の判断、どういふふうな判断されたか、その辺を伺いたいなと思えます。

それと、公平委員会の負担金の金額50万7,000円は、こういうふうに訴訟になると同時に公平委員会でまた会議等々をやるための経費なのか、その内容もお願いします。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

この内容でございますけれども、以前職員が不祥事を起こしたため、この職員を懲戒処分規定に基づき停職6カ月ということの停職にしたわけでございます。これにつきまして、議員の皆様にもご説明をしながら進めてきたところでございます。これに基づきまして本人はこの処分を不服とし、渡島公平委員会に処分の取り消しを求めた不服申し立てをしたというところでございます。渡島公平委員会は、この不服申し立てを受け、約2年にわたり審議、調査をしてきたところでございます。その結果、渡島公平委員会の判断は、不服申し立てを棄却し、町の処分を妥当だというふうに判断したところでございます。これを受けまして、その職員がさらにその判断を不服とし、函館地方裁判所へ森町と、さらには渡島公平委員会の処分に対する不服もあるということで、2者を相手取り告訴したというところでございます。これを受けまして、町として顧問弁護士に依頼いたしまして、これから裁判に入っていくということになります。

そこで、金額のところでございますけれども、渡島公平委員会にはこの約2年間の間いろいろ審議、調査をしていただいたということでございますので、これらに基づく経費も町が持たなければならないということになります。今回の渡島公平委員会に対する支出は、

今までのかかった経費ということでございます。今後かかる経費があれば、またさらにそこは精査しながら予算計上していく形になるかと思えますけれども、とりあえず今予算をお願いした形の中で当面は進めていこうというふうに考えてございます。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） 今の事項と関連いたしまして、この不祥事のことで聞き取り調査を当時して、そしてああいう半年とか1年とかということにいたしました。その双方の話し合いの中できちっとした同意が得られて、そのものを元課長が認めて、判こつたものかどうか、その内容に対して。判こをついてちゃんと書類上しなかったのならばうまくないと思うのだ。判こつたのだったら、また訴訟を起こす何物でもないと思うのだけれども、その辺の当時の経緯というのはどうなっているのでしょうか。

○総務課長（木村浩二君） この処分するときについては、本人と話をして、事実関係を聴取したわけですが、その結果本人は内容を認めて供述書もつくっていただいて、そこに捺印をしていただいたということで、我々はそれをもとに処分をしたということでございます。どこが不服なのかというところではわかりませんが、本人は公平委員会、あるいは今回の裁判に至ったというところでございます。

○4番（黒田勝幸君） これからどういうふうに進むかわからないのだけれども、判こつて、町長が最終的に同意というか、決裁とかそういう形になったものをまた訴えるという事態が信じられないのだ。ということは、何かその経緯の流れの中で最後判こつくまでに例えば言葉は悪いけれども、無理やり判こつかせたとか、例えば認めろとか、本人が素直に役場担当者の話聞いて、もつともそうだと、俺悪かったと素直に判こつたものか、言葉悪いけれども、強引に無理やりにつかせたものなのかなと思うわけ。本人が納得して素直に判こつたものなら、こういうこと普通起きない。だから、そのやりとりの中で何かあったのかなと思うのだけれども、何か思い当たる節ありますか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） 今後につきましては、裁判になりますので、影響するということもあるので、余り今後のことは発言できませんけれども、公平委員会の中で審議されたということは事実でございますので、その中で本人は、我々は複数で本人から事情を聞きましたので、その中でやりとりの中でいろいろとありましたけれども、特に強要や何か強引に進めたということではありません。これは複数でやっていますので、私も入っていましたので、その中でそういう形をとるかとなれば、それはとてもとれないということに私は思っております。そこで判断をしたわけですが、本人どういう考えでそこを不

服としているのかというところの真意まではわかりません。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） 8ページ、9ページの寄附金の部分なのですが、ふるさと納税寄附金が収入で今回1億円の補正されて、先ほどの説明の中では8月段階での収入というか、この寄附の状況がというお話だったのですけれども、もう少し具体的にご説明願いたいなと思っているのです。去年も決算の状況から見ると、補正かけたのですが、最終的には3,000万ちょっとだったのです、半年で。とすれば私は当初予算の5,000万ぐらいが妥当なのかなというふうにして予算審議のときにも思っていたのですが、今回突然1億円も増額して、結局1億5,000万の寄附ということになったその算定した根拠というのをもう少し具体的にご説明願いたいと思います。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

このふるさと納税につきましては、去年の10月から始めたということで、決算ではああいう数字になったわけでございます。では、その根拠となりますと、なかなかこれはつかめないというところが実態ではないかと私は思っています。というのは、3月のときにもご説明いたしました、かなりその月によっては変動があるということでございます。去年10月から始めて、10、11、12月というのはすごい金額だった。でも、1月に入ったら30万代に落ちたと。2月も落ちたということでああいう結果になったわけでございます。そこは変動を確実につかむという、予測してつかむというのは、なかなか難しいと考えてございます。ということで、今現在4カ月で、8月末なのですが、5,065万の収入となっております。これの原因は何かと分析したいところなのですが、ちょっと分析できないというのが現状となります。私はうれしい悲鳴だと思っています、これは。今後年末を控えますので、これはさらに増えていくだろうということで総額1億5,000万を見込んだということでご理解いただきたいと思っております。

○6番（檀上美緒子君） この4カ月で5,000万以上の寄附があったということはすごいなとは思いますが、ただ最近このふるさと納税の部分についてもいろいろ問題が出ています。函館あたりでは、それこそ逆に出費のほうが多くて、差し引きすると赤字になっているというようなこともあって、基本的にこのふるさと納税の部分について余り頼るというか、大規模に考えていくというのはどうなのかなという思いを私は率直に感じているのです。ただ、予算として計上した5,000万円をもう既にクリアしているということであればその補正をするのはいいのですが、ただあと半年であればせいぜい5,000万かなという感じもするのですが、突如1億という形で出てきたものですから、余りにも金額的に大きいなという印象は持ったのですけれども。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

大きい、少ないというのは、やはり考え方の違いもあると思っております。我々もこの1億今回補正したのが根拠があって妥当なのかと言われれば、そこはなかなかつかみづらいう実態だと思っております。檀上議員おっしゃるとおり、大々的にこれをPRしていくか、いか

ないかというのは少し疑問があるところですが、町としましては特産品の販売促進につながるという観点からすれば、私はそこでメリットがあるのではないかなというふうに思っています。収入がなければその分支出もないという形の予算編成になりますので、そこは推移見ながら検討してまいりたいというふうに思います。

○15番（宮本秀逸君） 9ページ、青年就農給付金事業225万ありますけれども、私も立場上あの人だろうというようなことは、該当者というのは見当つくのですけれども、荒廃した跡地に入りますと思った以上に手間かかるものなのです。大変な仕事になってくるわけなのです。ということを考えますと、こういった後継者が不足しているときに何とか成功してもらいたいというような意味合いで、周りで応援する体制が本当に必要だと思っているのです。それで、こういった人たちが、この方がぜひ成功する方向にいていただきたいなという気持ちも私も思いますので、その応援体制をどのようにしていらっしゃるのか、考えていらっしゃるのか、そこら辺ありましたら農林課に伺っておきたいと思うのですけれども。

○農林課長（宮崎 渉君） 宮本議員の質問にお答えいたします。

この方は、町が募集して手挙げされたわけではなく、たまたま身内の方が森町で農業やっていた方の娘さんとその旦那さんがこのたび転入してきて、新しく濁川のほうに土地と建物、施設等を借り入れして営農を始めるということで既にスタートしております。体制的には農協なり、あと普及センター、うちもそうですけれども、お互いにバックアップしながら技術的な面、あとは先ほど言ったとおり資金的な面も必要になりますので、これは国の制度を使いまして金融公庫から新規就農のための資金を借り入れするというので、農協ともそういった部分進めておりますので、そういった体制組ながら何とかうまく営農できるように進めていければと思っています。

以上です。

○15番（宮本秀逸君） 今おっしゃられたことはわかりますけれども、その地域の方々なり、あるいは直接的に金銭のやりとりで関係ある、ないは別にしまして、その立場、立場にある人たちが応援体制をつくっていくという気持ちがなかったら、私は今の時代にあっては大変だなというような気持ちが常にしているのです。だから、そういった意味で農林課も特に全く関係ないというようなことにもなりませんので、課を挙げてぜひ応援していただきたいと、こんなふうに思っております。

○13番（堀合哲哉君） 17ページ、冬期就労対策事業についてお聞きしたいと思います。

人数も60から70ぐらいの人数なのかなと思っておりますけれども、この事業によって非常に助かっているという声も聞くわけでございまして、今年もこのように計上されてきたというのは大変政策的には今の状況に合っている政策だなと私は思っておりますけれども、それでちょっとお聞きしたいことが2点ほどございます。今非常に年齢的にも若返っております。70歳という制限が、私もそろそろ70ですから、このぐらいかなと思いつつも、中には健康で元気な方はいらっしゃいます。それで、どうしても冬期の就労をしながら、

生活費として幾らかでも役立てていきたいという方も中にいらっしゃるでしょう。それで、70歳という年齢の引き上げ、それと今度下のほう、35歳以上になっております。これは法律的に何かあるのならこれ以上申しませんけれども、35歳よりも何か若い方で例えば冬場仕事がないという方もいらっしゃると思いますので、その辺のご検討をしていただきたいなど。是が非でもお願いしたいなというふうに思っておるところでございますが、課長、よろしく願いいたします。

○商工労働観光課長（寺澤英樹君） 堀合議員のご質問にお答えいたします。

まず、年齢の上限、70歳の関係ですけれども、一応作業をしていただくということで、例えば71歳とか2歳の方当然申し込みのほう来ると思うのですけれども、今はお断りはしています。ただ、それはうちのほうで一方向的に決めるわけではなくて、ある程度業者さんのほうと話をした中で、70歳以上であればやっぱり作業的に難しいものもあるのではないかとということで70歳の設定をしております。ただ、35歳のほう、こちらのほうにつきましては今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○13番（堀合哲哉君） 課長、答弁わかりました。これ業者委託でございますので、その状況を見て、業者さんの意見も聞きながら、ぜひ年齢のほう若干のこれは許されてもいいのかなというふうに思っております。その辺ひとつご検討のほど今後もよろしく願いしたいと思います。

冬期就労の関係で、これでいきますと単純に10日でございます。そうすると、大体7万2,000円かな。昔々考えますとこれより多かったなという、金額というか、日数、働く日数が。異常気象もございますので、いかがなものなんでしょうか。今年は雨の日が非常にあって、台風も来ました。冬場も、その年によりますが、降雪量というのはなかなか変化はございますが、その辺ではこれで十分目的からしてこの使命は果たしていると思うのだけれども、そういう点もうちょっと今後もご検討いただきたいと思うのですが、これは課長答弁ですすぐできないと思いますので、町長、いかがでしょうか。働く日数も含めて今後検討していただけないでしょうかということでございます。

○町長（梶谷恵造君） 私からお答えいたします。

冬期就労の日数をもう少し延長されてはというご意見なのですけれども、今現在の期間でとりあえず排雪作業ですとかそういう作業がほぼ間に合っている状況なのですが、やはり最近の異常気象を考えますとひょっとしたら長期にわたる作業が必要な場面も出てくると、そのように思っております。その場面、場面で若干の調整が図れるような、そういうことも今後必要になってくるのではないかなと思っております。それに合わせた検討作業も若干必要になってくると思うことで、今後担当課とともにちょっとその点取り組んでみたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○6番（檀上美緒子君） 今の件にかかわってなのですが、年齢制限のところでも女性の上



限が男性よりも5歳引き下がっていますよね。これは何か根拠あるのですか。

○商工労働観光課長（寺澤英樹君） 檀上議員のご質問にお答えいたします。

差別をするわけではないのですけれども、作業的な負担を考慮して一応年齢を65歳というようにしております。ただ、これも数年前に5歳年齢を引き上げてございます。

私からは以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） では、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第4号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第4号についてご説明させていただきます。

本案は、平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

歳入歳出それぞれ445万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ33億2,833万4,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款6道支出金、項2道補助金につきましては、普通調整交付金について補正しようとするものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、議案第3号、一般会計補正予算で承認されました森町国民健康保険特別会計繰出金について223万8,000円を減額するものです。

款9繰越金、項1繰越金につきましては、平成27年度繰越金645万円を補正するものとなっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費24万7,000円の補正につきましては、制度の広域化に向けた説明会等の旅費について補正しようとするものです。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費につきましては、平成27年度繰越金が確定したことから財源内訳を変更するものです。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付金につきましては、平成27年度療養給付費交付金が確定し、償還金が生じたため補正しようとするものです。

以上、議案第 4 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 6、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 7 議案第 5 号

○議長（野村 洋君） 日程第 7、議案第 5 号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第 5 号についてご説明させていただきます。

本案は、平成28年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第 2 回目となるものです。

歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ 2 億 2,220 万円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。4 ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款 1 後期高齢者保険料、項 1 後期高齢者保険料、目 2 普通徴収保険料 118 万 4,000 円の減額は、後期高齢者医療広域連合の会計が 3 月末で閉鎖することから、平成27年度分として平成28年 4 月、5 月に収納した保険料は広域連合で納付金として支出する際には28年度分としての取り扱いとなるため、平成28年度会計へ繰り越し、支出いたします。その分の財源が過剰となりまますので、減額補正をしようとするものです。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金につきましては、繰越金が確定したことから繰入金を減額補正するものです。

款 4 繰越金、項 1 繰越金 128 万 9,000 円は、平成27年度繰越金を補正しようとするもので

す。

歳出についてご説明いたします。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費及び下段の款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、繰越金が確定しましたので、金額は変更せず財源内訳を変更しようとするものです。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第6号 平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第6号について説明させていただきます。

本案は、平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第2回目となるものです。

歳入歳出それぞれ2,043万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億4,770万7,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4、5ページをお開き願います。歳入、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金367万7,000円及び款6道支出金、項1道負担金158万5,000円は、平成27年度分の介護給付費における実績値確定により追加交付されるものであります。

続きまして、款8繰入金、項3基金繰入金1,445万5,000円、款9繰越金、項1繰越金71万5,000円については、平成27年度分介護給付費地域支援事業実績値確定により国庫支出金等の償還金が生じたことによる準備基金からの繰り入れ及び前年度会計からの繰越金を充当するものであります。

続きまして、6、7ページをお開き願います。歳出、款5諸支出金、項1償還金及び還

付金1,517万円は、平成27年度分介護給付費地域支援事業実績値確定による国庫支出金等の返還金であります。

また、款6基金積立金、項1基金積立金526万2,000円については、前年度実績値確定による支払基金交付金等の追加交付分を積み立てるものであります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第7号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に152万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億4,929万5,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書の4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入ですが、款3繰入金と款4繰越金につきましては、歳出でご説明いたします各経費の財源に充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページの歳出上段、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節11需用費は、主なものとしてボイラーに重油を給油するための配管の修繕とホール及び廊下の床部分補修の修繕でございます。

次に、下段の款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節3職員手当は、新たに支給対象に該当した介護職員等の住居手当を補正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第7号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第9、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第8号 平成28年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。  
本案は、平成28年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。  
第2条の収益的収入及び支出の支出につきまして、既決予定額の4億7,244万2,000円に616万5,000円増額し、支出総額を4億7,860万7,000円にしようとするものでございます。  
次に、第3条の資本的収入及び支出の支出につきまして、支出の第1款下水道事業資本的支出及び建設改良費については、支出総額に変更はございませんが、流用による組みかえ補正をしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1総係費616万5,000円の増額は、主に節の委託料600万円の増額によるもので、これは森町公共下水道事業は高資本費対策の交付税措置されており、国からの通達で下水道事業の高資本費対策に係る地方交付税措置については平成29年度以降経営戦略の策定が要件とされたことから、今年度中の策定に向けて増額しようとするものです。

次に、資本的収入及び支出の支出につきまして、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費については、支出総額に変更はございませんが、特定環境保全公共下水道赤井川地区の測量調査及び設計の実施に伴い、節の委託料を1,080万円増額し、工事請負費より同額分を流用し、節間で組みかえ補正しようとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

○5番（山田 誠君） 3ページ、資本的収入及び支出、支出の部の下水道施設費の中、

委託料と工事費が節の金額同じということはどういうことですか。それと、今言ったように特定環境の赤井川の部分を管渠をやらなくてもいいということなのか、この前の予算は。当時はやるという格好で予算組んだのではないの。それで、何で調査委託料のほうに回すの。同じ金額を、しかも。その辺の話してください。

○上下水道課長（石島則幸君） 山田議員の質問にお答えいたします。

社会資本整備総合交付金が要望額より約4割の削減となることから、本年度実施予定の工事内容のまず変更と、このことに伴い今後下水道事業を進めていく上で赤井川地区の単独路線の測量調査と設計を優先に実施していく必要があるということで、このことから委託料の1,080万円を増額して、その分工事請負費より流用して補正すると、組みかえ補正しようと考えて提出いたしました。

以上です。

○5番（山田 誠君） 要するに工事費が終わったということ。この公共下水道管渠新設工事が終わって、その余った残りの1,080万円を実施設計のほうに持っていったということか。それと、この実施設計の金額が同じということ、これどういうことなの。見積もりの結果こういうふうになったということですか。

○上下水道課長（石島則幸君） 赤井川の特環については、今の工事進んでおりますが、その補助の金額の減額に伴ってあらかじめ担当のほうで工事の内容をどこまでできるかとかそういった部分をまず検討して、そして今後実施する上で今回予算計上しなかった委託の部分について先に実施する必要があるということで、その内容については測量調査と流量計の設置という内容なのですが、単独路線の実施調査、設計については約1,030万という試算で、流量計の設置については約50万円ということで、合わせて1,080万ということで、その分を先に、要するに一般会計の他会計の出資金を増額していただくということより、まず事業の内容を精査して、工事内容を設計の内容を精査して、それで委託の1,080万円分を先にやりたいということの必要性から今持っている工事請負費の部分を同額分委託のほうに流用するという形を今回とっております。今実施している管渠については、これからまたいろいろと設計の内容も変更部分もありますので、事業調整についてこれからになってくるのですけれども、まずそういう委託の部分の先に実施するに当たって、その必要な部分を工事請負費のほうから流用して実施していきたいというようなことで進めております。

以上です。

○議長（野村 洋君） その他の質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第10、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第11 報告第1号

○議長(野村 洋君) 日程第11、報告第1号 平成27年度森町財政健全化判断比率についてを議題といたします。

本件について提案者の説明を求めます。

○総務課長(木村浩二君) それでは、報告第1号でございます。平成27年度財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんください。平成27年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表の中で実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらについては黒字となりますので、比率は掲載されておられません。実質公債費比率は16.2%で、基準値以内となっております。また、将来負担比率は114.8%で、これも基準値以内となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(野村 洋君) 以上をもって報告第1号を終わります。

(何事か言う者あり)

○5番(山田 誠君) 今の将来負担比率の部分で、これご存じのように借金等々標準財政規模の部分で借金が町にどれだけあるかというようなその比率なのですけれども、この資料を見ますと標準財政規模はわかるのだけれども、あとの部分がわかりませんので、将来負担額からずっと計算の過程あると思うので、後ほどでも結構ですので、計算過程の資料もしあれば出していただきたいなと思います。

○総務課長(木村浩二君) お答えいたします。

その前に先ほどの説明の訂正をさせていただきます。数字がちょっと間違っていました。実質公債費比率が15.7、④の将来負担比率が93.0、いずれも基準値以内でございますので、訂正をよろしく願いいたします。

ただいまの山田議員のご質問でございますけれども、この2つの計算方法につきましては、一定の割合で計算されてございます。今手持ちに資料もございませんし、口頭での説明ではなかなか理解しづらい部分もございますので、後ほど計算式については資料として提出させていただきます。

◎日程第12 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第12、報告第2号 平成27年度森町資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 報告第2号 平成27年度森町資金不足比率についてご説明いたします。

裏面をごらんください。この表は、平成27年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別意見書をごらんください。

以上でございます。

○上下水道課長（石島則幸君） 本報告は、平成27年度水道事業会計経営健全化意見書でございます。

資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、次ページをごらんください。本報告は、平成27年度下水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎日程第13 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております本庄安子氏は、本年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任委員につきましては、平成25年10月から人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知され、今後についても活発な活動が期待されます本庄安子氏を引き続き任命する



ことが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思  
いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思ひます。ご異  
議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しまし  
た。

#### ◎日程第14 諮問第2号

○議長（野村 洋君） 日程第14、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につ  
き意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております橋本治仁氏は、本年12月31日をもって任  
期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項  
の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任委員につきまは、平成26年1月から人権擁護委員を務め上げ、委員の職務につ  
いて熟知され、今後についても活発な活動が期待されます橋本治仁氏を引き続き任命する  
ことが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思  
いますので、ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、諮問第2号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第15 諮問第3号

○議長（野村 洋君） 日程第15、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております輪島忠徳氏は、本年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、横内仁司氏を任命したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー8を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、同氏は森町へ奉職後、数多くの役職を歴任されており、各分野にわたり経験豊富であり、現在は町内会の役員として地域活動に対しても意欲的に取り組まれ、町民からの信頼も厚く、適任であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、諮問第3号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第16 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第16、認定第1号 平成27年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成27年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成27年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております日程第16、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会により委任することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に三浦浩三君、副委員長に宮本秀逸君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月5日から9月14日までの10日間休会としたいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては9月5日午前10時開会とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月14日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(野村 洋君) 本日はこれで延会します。

次回は、9月15日午後1時30分開会といたします。

延会 午前11時24分

平成28年第1回森町議会9月会議会議録 (第3日目)

平成28年9月15日(木)

開議 午後 1時30分

休会 午後 2時03分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 平成28年第1回 認定第 1号 平成27年度森町各会計歳入歳出決算認定について  
森町議会9月  
会議付託議件 認定第 2号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計決算  
認定について  
認定第 3号 平成27年度森町水道事業会計決算認定について  
認定第 4号 平成27年度森町公共下水道事業会計決算認定に  
ついて
- 4 議案第 9号 平成28年度森町一般会計補正予算(第6号)
- 5 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め  
る意見書
- 6 意見書案第2号 J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を  
求める意見書
- 7 意見書案第3号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
- 8 意見書案第4号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書
- 9 意見書案第5号 自衛隊の南スーダンへの派遣の中止と撤退を求め、「駆けつけ  
警護」等の新たな任務を課することに反対する意見書
- 10 議員の派遣について
- 11 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員(16名)

|               |                |
|---------------|----------------|
| 議長 16番 野村 洋 君 | 副議長 1番 三浦 浩三 君 |
| 2番 菊地 康博 君    | 3番 加藤 進 君      |
| 4番 黒田 勝幸 君    | 5番 山田 誠 君      |
| 6番 檀上 美緒子 君   | 7番 河野 文彦 君     |
| 8番 佐々木 修 君    | 9番 小杉 久美子 君    |
| 10番 久保 友子 君   | 11番 木村 俊広 君    |
| 12番 西村 豊 君    | 13番 堀合 哲哉 君    |

14番 松田兼宗君

15番 宮本秀逸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 町 長                         | 梶 谷 恵 造 君       |
| 副 町 長                       | 片 野 滋 君         |
| 会計管理者兼<br>出納室長              | 佐々木 陽市郎 君       |
| 監査委員                        | 池 田 勝 元 君       |
| 総務課長                        | 木 村 浩 二 君       |
| 選挙管理委員会<br>書記長兼監査<br>事務局書記長 | 菊 池 一 夫 君       |
| 防災交通課長                      | 小 田 桐 克 幸 君     |
| 契約管理課長                      | 小 井 田 徹 君       |
| 企画振興課長                      | 長 瀬 賢 一 君       |
| 企画振興課参事                     | 川 村 勝 幸 君       |
| 兼計画係長                       | 山 田 真 人 君       |
| 税務課長                        | 池 田 仁 志 君       |
| 収納管理課長                      | 住 吉 英 勝 君       |
| 保健福祉課長                      | 千 葉 正 一 君       |
| 保健福祉課参事                     | 保 健 福 祉 課 参 事 兼 |
| 保健福祉課参事兼<br>保健センター長         | 保 健 セ ン タ ー 長   |
| 住民生活課長                      | 住 民 生 活 課 長     |
| 環 境 課 長                     | 山 本 憲 君         |
| 農 林 課 長                     | 宮 崎 涉 君         |
| 農業委員会事務局長                   | 鈴 木 修 一 君       |
| 水 産 課 長                     | 黒 川 安 明 君       |
| 水 産 課 参 事                   | 岩 瀬 英 一 君       |
| 商工労働観光課長                    | 寺 澤 英 樹 君       |
| 商工労働観光課参事                   | 横 山 崇 裕 君       |
| 建 設 課 長                     | 富 原 尚 史 君       |
| 砂原支所長                       | 富 落 浩 昭 君       |
| 地域振興課長                      | 角 野 雄 平 君       |
| 兼地域振興係長                     |                 |

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 町民サービス課長<br>兼町民・年金係長 | 伊賀野 美子 君  |
| 保健対策課長               | 若松 幸弘 君   |
| 教 育 長                | 香田 隆 君    |
| 学校教育課長               | 安藤 仁 君    |
| 社会教育課長               | 宮崎 弘光 君   |
| 兼公民館長                |           |
| 図書館長                 | 中島 将尊 君   |
| 生涯学習課長               | 澤田 勝則 君   |
| 生涯学習課参事              | 渡邊 義教 君   |
| 兼生涯学習係長              |           |
| 兼体育館長                | 金丸 孝也 君   |
| 兼青少年会館長              |           |
| 給食センター長              | 金丸 義樹 君   |
| さくらの園・園長             | 柏 潤 茂 君   |
| 病院事務長                | 坂田 明仁 君   |
| 上下水道課長               | 石島 則幸 君   |
| 上下水道課参事              | 小松 裕章 君   |
| 消 防 長                | 山下 英一 君   |
| 消 防 次 長              | 澁谷 成輝 君   |
| 兼庶務課長                |           |
| 消 防 署 長              | 東 谷 直 樹 君 |

○出席事務局職員

|         |           |
|---------|-----------|
| 事務局 長   | 藤田 司志 君   |
| 次 長     | 兼 村 本 政 君 |
| 議 事 係 長 |           |
| 庶 務 係 長 | 喜 田 和 子 君 |

○会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 平成27年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成27年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成27年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 2 議案第 9 号 平成28年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 3 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め  
る意見書
- 4 意見書案第2号 J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を  
求める意見書
- 5 意見書案第3号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
- 6 意見書案第4号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書

- 7 意見書案第5号 自衛隊の南スーダンへの派遣の中止と撤退を求め、「駆けつけ警護」等の新たな任務を課することに反対する意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出について



◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席9番、小杉久美子君、議席10番、久保友子君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第3、平成28年第1回森町議会9月会議付託議件、認定第1号から認定第4号までの認定4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

なお、討論及び採決については認定議案ごとに1件ずつ行うこととします。

決算審査特別委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（三浦浩三君） 審査報告書。

平成28年9月2日、平成28年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定議件4件を審査した結果、次のとおり決しましたので、報告いたします。

1、付託議件名、認定第1号 平成27年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成27年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成27年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

2、審査日程及び経過、9月5日、出席委員14名、各担当課長等から決算書及び報告書をもとに、予算の執行状況について説明を受けました。

9月6日、出席委員14名、森町一般会計の歳入及び歳出の款9消防費、項1消防費、目3消防施設費まで及び森町港湾整備事業特別会計、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の歳入及び歳出について質疑を行いました。

9月7日、出席委員13名、森町一般会計の歳出の款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項6保健体育費、目3学校給食費まで及び森町国民健康保険特別会計、森

町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計の歳入及び歳出並びに森町国民健康保険病院事業会計、森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の収入及び支出について質疑を行いました。

3、審査の結果、付託された認定第1号から認定第4号まで認定すべきものと決しました。

4、決算審査特別委員会の審査について報告いたします。平成28年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月5日から7日の3日間にわたり慎重審議のもとに審査を終了し、起立採決の結果、認定第1号は賛成多数、認定第2号から認定第4号までは全員一致で認定すべきものと決しました。

さて、町理事者におかれましては、委員会審査の過程で出された意見や要望等を踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。

また、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とするとした案件の予算化やその決算においては、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めていただきたいと思います。

さらに、今般の台風10号や春の突風被害等の影響で地元経済の動向によっては財源確保が期待できない場合もあり得ますので、歳入確保に努める一方、歳出では徹底して無駄を省きながら予算執行管理を適正に行いつつも、町民サービスの低下を招かぬことが重要であると考えます。

なお、本特別委員会は議長及び監査委員を除く14名で構成した特別委員会ではありますが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な報告は省略いたします。

以上、委員会報告を終わります。

○議長（野村 洋君） これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会においては質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員会報告に対する質疑、討論を省略します。

これから平成28年第1回森町議会9月会議付託議件について認定議案ごとに討論及び採決をします。

まず、認定第1号の討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第1号 平成27年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

認定第2号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第2号については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第3号 平成27年度森町水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第3号については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

認定第4号 平成27年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第4号については、認定することに決定しました。

#### ◎日程第4 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第9号 平成28年度森町一般会計補正予算を議題

とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町一般会計補正予算の第6回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,294万円を追加し、歳入歳出それぞれ102億1,898万3,000円にしようとするものです。

事項別明細書4ページ、5ページをお開きください。今回の補正の財源を普通交付税と建物災害共済金に求めようとするものでございます。

続いて、歳出の6ページ、7ページですが、款2総務費、目4財産管理費の委託料、グリーンピア大沼建物表題登記に係る書類の作成を土地家屋調査士に委託しようとするものでございます。

款3民生費につきましては、修繕料でございます。上台地区活性化センターの物置にふぐあいが生じているため修繕をしようとするものです。

款9消防費、目4災害対策費でございます。ここは、今回の台風10号による関連経費を計上してございます。節3職員手当につきましては、管理職員以下職員の時間外手当を計上してございます。節11需用費につきましては、修繕料として各施設の修繕費325万3,000円を計上してございます。資料ナンバー11をご参照ください。節13委託料につきましては、漁具流木等の処理、また伐採木処理のそれぞれ委託料を計上してございます。節14使用料及び賃借料では、倒木の処理に要する建設機械の借り上げ料を計上してございます。資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思います。節15工事請負費1,706万5,000円につきましては、尾白内地区にありますばんけいの堆肥化施設A棟の屋根が被害を受けましたので、これを修繕しようとするものです。資料ナンバー13を提出してございます。節22補償補填及び賠償金につきましては、公営住宅の屋根の一部が強風により破損いたしました。その部材が駐車場にとめてあった車2台にぶつかったため、これを補償しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

○4番（黒田勝幸君） 6ページ、消防費、災害対策費の節3職員手当ですけれども、今回の10号台風のかかわりで500万の予算組んでございます。それで、今回の台風10号、町として対策本部を設置したのかどうかということと、それとこの500万の人数、職員の数ほどのぐらいになっていますか。

○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えいたします。

今回の台風に関しましては、災害情報連絡室を設置してございます。

それから、職員手当でございますけれども、管理職員特別勤務手当の対象者が31人、時間外勤務手当が212人というふうになります。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君） 連絡会というものを設置して、このような運びになったのですけれども、台風の規模の程度というか、大きさとかというようなことで避難指示とか避難勧告とかあると思うのです、避難所に。今回の防災無線を聞いていると、不安のある方は各避難所に行ってくださいよというだけのあれだったと思うのです。それであれば、今人数聞いたら212人に出てくださいよという招集かかっているわけでしょう。だから、そういうことから踏まえて、これだけの人数を最初から招集かけるのがどうなのかなと、こう思ったのです。ということは、担当部署あるでしょう、緊急時の。防災交通とか総務課とか、企画振興課とか農林、水産とかあると思うのです。だから、そういう人たちが初動的にあれば、規模に応じて情報を聞いて増やしてもいいのでないかなと。ということは、もともと対策本部設けていないから、その辺がどうなのかなと、こう思っているのです。だから、最初から集めたからこれだけ500万という数字になっているから、その辺当時招集かけたときの経緯というのはどうなのですか。

○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えいたします。

今回台風10号に係る防災対応につきましては、そのコース、それから風、雨の各種気象情報から避難所開設、それから大雨対策として例えば土のうの搬送、配置など多岐にわたる対応が想定されたところでございます。これを踏まえて、一部を除き全課招集体制をとったものでございます。結果として、招集職員のフル稼働という対応はなかったものではありますが、台風の中心から遠く離れた十勝地方、こちらのほうで甚大な被害があったように当町でもその可能性は十分あったものでございます。気象条件等の見通しがつくまでは、人員の確保は必要であったというふうに思っております。なお、気象条件等を分析しながら随時体制規模の縮小を行いました。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君） 自然相手なので、なかなか先の予測というのはつかないから、そういう対応をとったと思うのですけれども、その辺も今後検討しながら職員の招集に当たっていただきたいと。何でそういうこと言うかということ、集まったのに何もやることないと。そして、役場のところに裏口のほうに非常用の飲料水、あれ緊急時は無料で飲めるかい。そうだよ。職員がそれ飲んでいと。飲んで悪いことはないのだけれども、そういう話も入ってきているわけ。だから、その辺も町民にすれば何なのだと。大した用事もないのに人いっぱい集まって、そういう緊急時のを職員飲んでいるところ見られれば言いたくなる人もいるわけ。そういうようなことで、今後そういうこと気をつけていただきたいなということと、それから当日の防災無線のかかわりですけれども、大した停電になりました。それは仕方ないのだけれども、最初停電になって、先の見通しわからないというようなことだったのだけれども、これだけ大きな甚大な被害になっているので、先のこととはつかめないということはわかるのだけれども、町民にしたならば逐次情報を流していただきたいということが大した来ておりました。ですから、今後そういうことも含めて逐次町

民に現状を知らせていただきたいなと思っているのですけれども、その辺はいかがですか。  
○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えいたします。

まず、停電の件でございます。この停電、長期にわたりまして住民の皆様からも多くの  
どうなっているのだ、いつ復旧するのだという声が寄せられたところでございます。防災  
交通課としましても北電の担当部署に逐次連絡をとりながら、見通しを教えてくださいとい  
うことで照会したのですが、やはり返ってくる返事は送電線の点検だとかを行っている  
と。いつ復旧ということは明言できないという答えに終始しまして、一度31日の8時50分に放  
送いたしました。そのときも復旧については未定であるというような放送でございます。  
その後、同じように住民から声があったのですが、やはり放送を流すにしても同じような  
答えしかできません。私どもも思案しておったのですけれども、夕方5時ぐらいから徐々  
に復旧をしましてまいりました。全部復旧するにはまた1日くらいかかったのですけれども、  
ほぼ全域復旧かなということでアナウンスはしなかったところです。これらについても北  
電さんと十分話をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○総務課長（木村浩二君） 私から一部町民の方の誤解を解くために答弁をさせていただきます。

黒田議員おっしゃるように裏玄関側の自動販売機につきましては、災害時には無料供給  
できるということになってございます。ただ、今回につきましては、この無料供給はやっ  
ておりませんので、そこで買った職員については自分のお金で買ったということござい  
ます。

○15番（宮本秀逸君） ページ7の一番下段ですが、車両に被害があったから補償したと  
いうようなお話でした。この賠償の責務と申しますか、町営住宅内の車だったからそう  
なされたのだと思っておりますけれども、その規定と申しますか、そういったものについてお伺  
いしたいと思うのですけれども。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

この70万円の補償金でございますけれども、公営住宅は当然建物災害共済を掛けており  
ますので、風水害があった場合に保険対象とはなるのですが、この場合は建物自体が保険  
金の対象になるということになってございます。ただ、今回は、その建物のトタンが飛ん  
だためにこの車が破損したということですので、これは今保険会社のほうと協議をしてい  
るところでございます、対象になるか、ならないかです。そこを待つてられませんので、

この被害を受けた2台の車の方についてはとりあえず町のほうで修理代を補償するということになりまして、保険の対応ができるとなればそこは後で歳入を組みたいというふうに考えてございます。

○15番（宮本秀逸君） 確認しておきたいのですけれども、基本的には台風災害の場合は補償の責務はないですね、基本的には。今回は因果関係がある程度はつきりしているからというようなことで、そういう行動をとられたのだと思うのですけれども、基本的にはないですね。そこら辺確認しておきたいと思います。

○総務課長（木村浩二君） 保険の考え方の基本的なところは、宮本議員おっしゃるとおりだと思います。建物本体への損害ではないので、掛金を掛けていないものへの対応ということになりますので、そこは今後うちのほうとしてもなるべく保険対応していただきたいという思いから、今その会社と協議をしているところでございます。最悪保険の対象とならないということも考えられます。そこはケース・バイ・ケースの中で、今回一般財源ですが、予算を計上させていただいたというところでございます。

○議長（野村 洋君） ほかにいいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第5、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、意見書案第2号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第6、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、意見書案第3号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第7、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、意見書案第4号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第8、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第9、意見書案第5号 自衛隊の南スーダンへの派遣の中止と撤退を求め、「駆けつけ警護」等の新たな任務を課することに反対する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数であります。

よって、日程第9、意見書案第5号は、否決されました。

◎日程第10 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第10、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、日程第10のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定

しました。

◎日程第11 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第11、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして平成28年第1回森町議会9月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成28年第1回森町議会9月会議を終了いたします。

休会 午後 2時03分